

平成30年 第3回

仁木町議会定例会会議録

開 会 平成30年9月26日(水)

閉 会 平成30年9月26日(水)

仁 木 町 議 会

平成30年第3回仁木町議会定例会議事日程

◆日時 平成30年9月26日(水曜日)午前9時30分 開会
◆場所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会委員長報告
日程第3 会期の決定
日程第4 諸般の報告
日程第5 行政報告
日程第6 報告第1号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率報告書
日程第7 報告第2号 平成29年度決算に基づく資金不足比率報告書
日程第8 承認第1号 専決処分事項の承認について
平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第2号)
日程第9 承認第2号 専決処分事項の承認について
平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第3号)
日程第10 承認第3号 専決処分事項の承認について
平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第4号)
日程第11 承認第4号 専決処分事項の承認について
平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第5号)
日程第12 承認第5号 専決処分事項の承認について
平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第6号)
日程第13 一般質問 自然災害とその対策について(佐藤秀教議員)
本町の廃棄物の安全管理について(野崎明廣議員)
乳幼児健診における小児がんの早期発見について(住吉英子議員)
乳がんの早期発見の対策について(住吉英子議員)
地域包括支援のあり方について(上村智恵子議員)
町営住宅入居者の高齢化対策について(上村智恵子議員)
農業経営の安定化対策について(嶋田 茂議員)
日程第14 議案第1号 平成29年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第15 議案第2号 平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第16 議案第3号 平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第17 議案第4号 平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第18 議案第5号 平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第2号)
日程第19 議案第6号 仁木町表彰条例の一部を改正する条例制定について
日程第20 同意第3号 仁木町教育委員会教育長の任命について
日程第21 同意第4号 仁木町教育委員会委員の任命について
日程第22 意見案第8号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
日程第23 意見案第9号 児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書
日程第24 意見案第10号 水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書
日程第25 議員の派遣
日程第26 委員会の閉会中の継続審査
日程第27 委員会の閉会中の所管事務調査

平成30年第3回仁木町議会定例会会議録

開 会 平成30年9月26日(水) 午前 9時30分
 閉 会 平成30年9月26日(水) 午後 5時22分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 上 村 智 恵 子

出席議員(9名)

1 番 佐 藤 秀 教 2 番 嶋 田 茂 3 番 住 吉 英 子
 4 番 野 崎 明 廣 5 番 宮 本 幹 夫 6 番 林 正 一
 7 番 水 田 正 8 番 上 村 智 恵 子 9 番 横 関 一 雄

欠席議員(0名)

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

| | | | |
|-----------|---------|---------------------|-----------|
| 町 長 | 佐 藤 聖一郎 | 産 業 課 長 | 鹿 内 力 三 |
| 副 町 長 | 林 幸 治 | 産 業 課 参 事 | 四 十 坊 供 之 |
| 教 育 長 | 角 谷 義 幸 | 建 設 課 長 | 可 児 卓 倫 |
| 総 務 課 長 | 新 見 信 | 教 育 次 長 | 岩 井 秋 男 |
| 財 政 課 長 | 渡 辺 吉 洋 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 泉 谷 享 |
| 会 計 管 理 者 | 伊 藤 利 文 | 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 | 芳 岡 廣 |
| 企 画 課 長 | 嶋 井 康 夫 | 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 | (新 見 信) |
| 住 民 課 長 | 川 北 享 | 監 査 委 員 | 原 田 修 |
| ほ け ん 課 長 | 岩 佐 弘 樹 | | |

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇
 総 務 議 事 係 主 事 干 場 雅 矢

開 会 午前9時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、只今から、平成30年第3回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、7番・水田議員及び8番・上村議員を指名します。

日程第2 議会運営委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。住吉委員長。

○議会運営委員長（住吉英子）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、9月11日火曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、付議事件について申し上げます。本定例会には、報告2件、承認5件、議案6件、同意2件、意見書3件の合計18件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が5人から7件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6から第7の報告については2件を一括議題とし報告を受けます。日程第8から第12の専決処分・補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第13の一般質問については、通告順に従って、佐藤議員1件、野崎議員1件、住吉議員2件、上村議員2件、嶋田議員1件の順でございます。日程第14から第17の決算認定については、一括提案説明を受けた後、特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することとし、会議を休憩に移し別室にて正副委員長の互選をお願いいたします。特別委員会の名称は、平成29年度各会計決算特別委員会。委員数は、議長及び議員選出監査委員を除く全議員7名でございます。日程第18の補正予算については、即決審議でお願いいたします。日程第19の条例改正については、即決審議でお願いいたします。日程第20から第21の同意については、提案説明を受けた後、会議を休憩に移し別室にて協議の上、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第22から第24の意見書については、いずれも即決審議でお願いいたします。なお、提出者及び賛成者につきましては、お手元に配布のとおりでございます。日程第25の議員派遣については、仁木町議会会議規則第125条の規定による議員派遣でございます。日程第26・委員会の閉会中の継続審査、日程第27・委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配布のとおり、各委員長より申し出がございます。

続いて、会期について申し上げます。平成30年第3回仁木町議会定例会招集日は、本日、9月26日水曜日。会期は、開会が9月26日水曜日、閉会が9月28日金曜日の3日間といたします。

最後に、当面する行事予定については、お手元に配布のとおりでございます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日9月26日から9月28日までの3日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は本日9月26日から9月28日までの3日間とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』を行います。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者はお手元に配布のとおりです。

監査委員から平成30年度第4回から第6回の例月出納検査報告書並びに、平成30年度第1回定例監査報告書が提出されております。内容はお手元に配布のとおりです。なお、定例監査報告書については、後程この諸般の報告の中で原田代表監査委員から、その監査概要についてご報告をいただくことになっております。

次に、6月22日開催の平成30年第2回定例会以降の議長の活動報告を印刷し、お手元に配布しております。7月3日には札幌市で開催の北海道町村議会議員研修会に参加し、日本の歴史研究の第一人者で作家としても多くの著書を出版されている加来耕三先生と、日本大学法学部教授で政治学者としても活躍されている岩井奉信先生の講演を拝聴してまいりました。第一部は加来先生による講話で、「明治維新から150年、現在そして未来を考える」をテーマに、日本の歴史の真実について、大河ドラマや歴史小説の内容が実際起きた出来事と大きく違うことなど具体的な例を挙げ、独自の視点によりユーモアも交え解説し会場を大いに沸かせました。第2部の岩井先生からは、「現代日本政治と政局のゆくえ」をテーマに、現時点における日本の政局や安倍政権の今後の展望についてなど、大変興味深い講話を拝聴いたしました。

8月23日には、後志町村議会議員研修会が岩内で開催され、参加をしてまいりました。研修では本町の顧問弁護士としてもお世話になっている、佐々木総合法律事務所代表社員の佐々木泉顕氏を講師に迎え、「町村における紛争の現状と対策～町村議会議員に求めるもの～」をテーマに講話を拝聴いたしました。

9月14日には、平成30年度仁木町敬老会に出席してまいりました。出席者の皆さまには、議会を代表して行政並びに、議会運営に対する感謝と、これからも壮健で長寿を重ねられますようお祝いの言葉を申し

上げてまいりました。

続いて、北後志消防組合議会並びに、北後志衛生施設組合議会の開催状況について報告します。北後志消防組合、北後志衛生施設組合議会定例会が7月10日に招集され、出席してまいりました。それぞれの議会における議決内容については、お手元に議案の抜粋を添付しておりますので、後程ご高覧願います。

続いて、後志広域連合議会の開催状況について報告いたします。後志広域連合議会臨時会が8月29日に招集され、広域連合議会議員であります上村副議長から復命書の提出がありました。議決内容については、お手元に議案の抜粋を添付しておりますので後程ご高覧願います。それでは、原田代表監査委員から平成30年度第1回定例監査の概要について報告願います。原田代表監査委員。

○代表監査委員（原田 修）皆さん、おはようございます。

諸般の報告の12ページでございます。

平成30年度第1回定例監査報告について申し上げます。第1 監査の概要でございます。1. 監査の実施日は平成30年8月29、30、31日の3日間でございます。2. 監査の対象は、職員手当の支給状況についてであります。3. 監査の方法でございます。第1回定例監査は、佐藤町長、林副町長、角谷教育長をはじめ、関係課長らの出席を求め、町から提出された資料に基づき、関係書類の監査を実施いたしました。4. 監査結果の区分であります。監査の結果については、是正、改善又は検討を要することとした事項を次により、指摘事項、指導事項、検討事項に区分しております。内容については、後程ご高覧賜りたいと思います。

次に、13ページでございます。第2 監査の内容につきましては、1. 職員手当の支給状況についてであります。(1)職員手当については、仁木町職員の給与に関する条例及び仁木町職員の給与の支給に関する規則に基づき支給しております。7月末現在の扶養手当の支給状況については、表1のとおり示しております。後程ご高覧賜りたいと思います。(2)住居手当につきましては、仁木町職員の給与に関する条例及び仁木町職員の住居手当支給に関する規則に基づき支給しております。

次のページ、14ページでございます。7月末現在の住居手当の支給状況につきましては、表2で示しているとおり、支給対象職員数は35人であります。(3)通勤手当については、仁木町職員の給与に関する条例及び仁木町職員の通勤手当支給に関する規則に基づき支給しております。7月末現在の通勤手当の支給状況については、表3のとおりであります。

続きまして、15ページ、(4)時間外勤務手当等につきましては、これも仁木町職員の給与に関する条例及び仁木町職員の給与に関する規則の規定に基づき、時間外勤務手当等を支給しております。時間外勤務手当等の状況につきましては、表4及び表5のとおりであります。職員手当の支給状況については、平成26年度第1回定例監査において指摘・指導を行ったところであり、今定例監査では、その改善状況について重点的に監査を行いました。平成26年度の定例監査で検討事項としたものについては、概ね改善されており、各種届出書など適正に管理されていることを確認いたしました。

次のページ、第3 監査の結果、指摘、指導、検討事項はありませんでした。本件監査にあたり、指摘事項、指導事項、検討事項の区分には該当しませんが、今後の職員手当の支給について次のとおり意見を添えます。1点目が各種届出書の提出にあっては、收受印や受付年月日の記載がないものが見受けられたため、留意賜りたいと思います。2点目は、タイムカードの刻印では、退庁時間を経過しているが、時間外勤務命令がされていない事例がありました。各担当課長はサービス残業等をしている職員がいないよう

注意していただきたいと思ひます。3点目です。全体的に職員手当は適正に支給されておりました。管理状況も良好であります、他の自治体において変更届等の提出を失念し、数十年間も手当等を不正に受給していたことが、大きく報道されております。本町では、このような事例はありませんでしたが、今後も職員手当等の管理・適正支給に努めていただきたいと思ひます。以上で第1回定例監査の報告といたします。

○議長（横関一雄）原田代表監査委員、宮本監査委員、何かとお忙しい中での第1回の定例監査、ご苦労様でした。

今後とも、監査委員の服務でありますところの公正不偏の態度を保持して、厳正な監査が行われますことをお願い申し上げます。以上で諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）平成30年第3回仁木町議会定例会が開催されるにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成30年第3回仁木町議会定例会を招集いたしましたところ、横関議長、上村副議長をはじめ、議員各位におかれましては、何かとご多忙のところ、このようにご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、原田代表監査委員、芳岡選挙管理委員長におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本年6月28日から7月8日にかけて、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録されました平成30年7月豪雨（西日本豪雨）によります災害に続き、今月に入りましてから、台風21号及び胆振東部地震といった大規模災害が相次いで発生し、甚大な被害をもたらしました。本町の被害状況については、昨日の総務経済常任委員会の調査の中で、議員の皆さま方は把握されたことと存じますが、この度、被災された方々に対しまして、この場をお借りしご冥福をお祈り申し上げますとともに、心よりお見舞いを申し上げます。また、被災地の1日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。年々異常気象の度合いが高まってきていると感じているところでありますが、最新の調査では台風の熱帯低気圧の移動速度が、数十年前より遅くなっているという報告が発表されております。要するに、温暖化が早く進んでいるせいで、気圧の勾配に変化が生じ、熱帯低気圧を移動させる風が弱まっていることが要因であると言われております。台風の移動速度が遅くなれば、同じ場所に長時間雨が降り続けることになり、土砂崩れや河川の氾濫の危険性が高まることとなります。このように、地震も含め自然災害が多い日本にとりまして、他の国と比較しても、災害対策に向けての取組は高いものがありますが、やはり今こそ国はもちろんのこと、国民一人ひとりが環境問題を他人事として捉えるのではなく、真摯に向き合い対策を練っていく時であると強く感じているところであります。今我々にできることとして、できるところからはじめ、今後大規模な災害に見舞われた際にも、被害を最小限に食い止めるためには、行政としても住民が自主的に防災力や意識を高めることができる機会を引き続き作ることや、強靱な防災対策基盤の確立を目指して取り組んでいかなければならないと、あらためて認識している次第でございます。

さて、本題に戻りますが、本定例会には、住吉議会運営委員長からご説明ありましたとおり、報告2件、

承認5件、議案6件、同意2件、計15件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げます、平成30年第3回仁木町議会定例会開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

はじめに、立命館慶祥高等学校との地方創生人材育成制度に関する協定の締結について申し上げます。9月13日、町役場庁舎において調印式を行い、立命館慶祥高等学校と地方創生人材育成制度に関する協定を締結いたしました。立命館慶祥高等学校は、京都府、大阪府、滋賀県にキャンパスを持つ立命館大学の付属校として、江別市に所在する私立高校であります。この度の協力協定は、仁木町の未来を担う気概を持った中学生を町長による推薦で入学試験を受験させ、進学後はインターンシップなどを通じ、地域の人たちと交流を深め、また、地元の課題を研究発表することで問題意識を持ち、課題を解決する方法を見出し、仁木町の発展に貢献できる人材に育成することを目的としております。仁木町で育つ子どもたちが、将来のまちづくりを担い、さらには世界で活躍できる人材に成長していくため、貴重な進路の選択肢になるものと期待しているところであります。

次に、7月5日の大雨による被害状況等について申し上げます。台風7号の接近と前線の影響で雨天が続く中、7月5日、本町では一日の雨量が56.5mmを記録する大雨となりました。この大雨により町内においては、河川への土砂堆積など15か所、道路の側溝閉塞など8か所の被害が発生いたしました。町といたしましては、気象庁の予報等を基に4日午後4時30分に管理職会議（第1非常配備）を開催し、人的被害の未然防止を最優先に、避難所開設準備と今後の大雨対応等についての協議を行い、翌5日午前4時に管理職及び建設課、企画課職員が登庁し、管理職会議を開催するとともに担当職員による町内パトロールを実施いたしました。時間を追うごとに農地や道路の冠水、河川の氾濫等の被害状況が明らかになり、仁木建設協会の協力により氾濫河川の土のう積みや、樋門へ排水ポンプを設置し、排水対策等を講じたところであります。この大雨により被災された皆さんに謹んでお見舞いを申し上げます。なお、今回の大雨による被害の緊急的な措置として、生じた必要経費について補正予算を計上し、専決処分させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、9月4日発生の台風21号による暴風被害状況等について申し上げます。西日本を中心に非常に大きな被害をもたらした台風21号の通過に伴い、9月4日から5日にかけて本町でも非常に強い風が吹き、5日午前4時頃には、最大瞬間風速34.1mを観測いたしました。この暴風の影響で、町内では多くの倒木、停電、銀山生活改善センターやフルーツパークにき管理棟など、施設の屋根や窓ガラスが破損する被害が発生したほか、農業施設などでは関係機関が連携して被害調査を行い、ミニトマトなどのハウスのビニール破れ、パイプ破損が731棟、プルーン、りんご、サクランボの樹体被害が合わせて207本、りんご、プルーンで平均10%の落果等の被害を確認しております。9月14日現在、農業施設などの被害のうち、ハウスのビニールで80%、パイプで10%程度まで修復が進んでおります。町では、4日午前9時から課長職会議（第1非常配備）を開催し、避難所の開設、農業施設の強風対策やごみ収集に関する防災行政無線による町民周知、排水ポンプや発電機の準備などの対応について協議を行っております。午後1時には第1回災害警戒本部員会議（第2非常配備）を開催し、台風情報の共有、避難所開設時間と対応職員の決定、樋門排水ポンプ準備、夜間管理職待機などを協議し、午後3時から仁木町民センター、大江コミュニティセンター、銀山生活改善センターの3か所に自主避難所を開設いたしました。その後も、午後5時30分には第2回災害警戒本部員会議、5日午前6時に第3回災害警戒本部員会議を開催し、その間にも情報収集、避

難所運営、夜間の町内パトロールなどを実施してまいりました。避難所に関しましては、3か所とも避難される方はおらず、午前6時過ぎに銀山生活改善センターと大江コミュニティセンター避難所を閉じ、午前8時14分、町内に出されていた暴風警報が解除されたのを受けて、午前9時には仁木町民センター避難所を閉じるとともに災害警戒本部を解散しましたが、町内の被害状況把握のためのパトロール等を継続して実施したところであります。台風21号による暴風により被災された皆さんに謹んでお見舞いを申し上げます。なお、今回の暴風による被害の緊急的な措置として、生じた必要経費につきましても、補正予算を計上させていただき、専決処分させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、平成30年北海道胆振東部地震に係る本町での停電対応について申し上げます。9月6日、午前3時8分、胆振地方中東部を震源とした地震により、本町でも震度3の揺れを観測し、地震発生のおよそ20分後、北海道全域において停電（ブラックアウト）が発生いたしました。本町においては、午前3時30分までに私や副町長、幹部職員を始め、多くの職員が登庁し、情報収集など初動の対応にあたり、午前3時45分から、職員が6班12名体制で地震被害の有無確認と停電対応のための町内パトロールを実施し、地震による人的被害や家屋の倒壊等は確認されませんでした。この停電に伴い、然別導水ポンプ場、新然別浄水場及び尾根内浄水場は自家発電機により運転いたしましたが、自家発電機を設置していない東町中継ポンプ場、然別中継ポンプ場、銀山中継ポンプ場の給水区域においては断水（51戸）となったことから、災害時等における応急対策活動に関する協定を締結している仁木建設協会を通じて発電機を確保し、午前10時までには給水を再開したところであります。なお、仁木配水池や尾根内配水池等に設置している増圧ポンプも停止となったため、断水となった4戸に対し給水用ポリタンクを配布しております。午前8時30分に、第1回災害警戒本部員会議（第2非常配備）を開催し、各部署から状況報告を受け、午前11時45分には、第2回災害警戒本部員会議を開催し、仁木町民センターに自主避難所を開設する決定をしております。その後、開設準備を進め、午後3時20分には避難所開設について町民に防災行政無線で周知したところであります。仁木町民センターに開設した避難所には、12名（要支援者6名、一般6名）の避難があり、毛布、マットの貸出しと食料の支給を行い、対応したところであります。7日午前0時過ぎには停電が解消され、午前9時30分には避難されていた全員が帰宅しましたので、避難所を閉鎖し、災害警戒本部を解散しております。今回の地震及び停電により生じた必要経費につきましても、補正予算を計上させていただき、専決処分させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。なお、この地震により大きな被害を受けている厚真町の行政事務を支援するため、北海道の要請に応じ、職員2名を9月23日から27日まで派遣しております。この度の震災により被災された方にお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

次に、平成30年度仁木町敬老会について申し上げます。9月14日、平成30年度仁木町敬老会を仁木町民センターで開催いたしました。当日は、秋晴れの中、町内在住の75歳以上の対象者714名のうち、162名（出席率約23%）の出席があり、横関議長を始め、各関係機関・団体から16名のご来賓にご出席を賜り、盛会のうちに終了することができました。アトラクションでは、にき保育園の園児たちによる、かわいいダンスとピエロのぐっちさんによる楽しいバルーンショーが華を添え、笑顔あふれる敬老会になりました。ご出席いただきました関係各位及びご協力いただきました団体の皆さまに対しまして、この場をお借りし、お礼を申し上げます。今後につきましても、皆さまに楽しんでいただける敬老会となるよう進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。30年産の主な農作物の9月15日現在の生育状況につきましては、ミニトマトは、6段目収穫中、12段目が開花期となっており、収量は平年並みの推計であります。高値が続いていることから生産額は対前年比で15%程度多いものと見込まれております。本年度から稼動しておりますJA新おたるミニトマト集出荷貯蔵施設でも8月末現在の選果量が972トと予定量の44%まで伸びているとのことであり、水稲は、8月下旬から9月上旬にかけての気温がほぼ平年並みに推移したものの、日照不足が続き、登熟は緩慢となっており、作況はやや不良の見込みであります。ブドウは、露地「キャンベルアーリー」の収穫開始はやや遅れる見込みで、露地「デラウエア」の収穫時期となっています。サクランボは、昨年に比べて35%程度少ない収量であり、生産額も対前年比で25%程度少なくなるものと推計しております。

次に、仁木町就農・農業体験セミナーの開催について申し上げます。平成29年度に設立した、町、新おたる農業協同組合、農業委員会、後志農業改良普及センター北後志支所及び指導農業士などで構成する仁木町新規就農受入協議会では、8月29日から30日にかけて町内農家で就農・農業体験セミナーを開催し、道内外からの応募者5名が参加いたしました。オリエンテーション（開会式）で新規就農の補助金制度などを説明し、集出荷貯蔵施設や新規就農研修生住宅といった町内施設を見学した後、町内受入農家のもとでミニトマトやブドウの収穫作業などの農業体験を行いました。また、29日夜には受入農家や関係機関等との交流会を開催し、仁木町の就農受入体制について意見交換を行い、交流を深めた後、フルーツパークにき宿泊棟に宿泊し、30日午前中まで農業体験を行ったところであります。閉会式での参加者の主な感想といたしましては、農家の生の声を聞き、実際に作業することができるという他の町では体験できないプログラムなので、非常に貴重な経験になったとのことであり、その後のアンケートでも本セミナーや本町農業に対する満足度が高く評価されていたと伺っており、この度の取組が、本町への就農・移住につながるよう期待しているところであります。

次に、平成30年度仁木町ワインツーリズム循環バス実証実験業務について申し上げます。地方創生推進交付金による仁木町ワインツーリズム振興事業としまして、7月27日から8月12日までの火曜日を除く15日間、JR仁木駅を発着する仁木町ワインツーリズム循環バス実証実験を行いました。

内容としましては、午前には乗降自由なバスを周回させ、午後には予約制で案内する2通りのルートを設定し、無料で町内のワイナリーや観光施設を巡るものとなりました。

期間中は天候に恵まれたこともあり、道内外から延べ329人、うち町内からは16人の利用があり、大いに仁木町を楽しんでいかれた様子が伺え、ワイナリー巡りをする上での2次交通の必要性和喜びの声をいただいたところであり、また、各事業者のワインの販売量につきましても、ボトルワインで計89本、グラスワインで計703杯の販売となったところであります。

今後におきましては、実験運行を通して得られた課題を踏まえ、運行期間の見直しや、ニセコエリア等からの利用者層の拡大を図るなど、来年度以降の展開につなげてまいりたいと考えております。

行政報告は以上であります。別途お手元には、仁木町と立命館慶祥高等学校との地方創生人材育成制度に関する協定の概要、平成30年度事業発注状況表（契約金額が100万円以上の事業）を配布しておりますので、後ほどご高覧願います。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、角谷教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）改めまして、おはようございます。

早速ではございますが、平成30年第3回仁木町議会定例会における教育行政報告を申し上げます。

はじめに、災害の被害状況等について申し上げます。8月16日から続いた台風や大雨の影響により、銀山小学校の特別支援学級、3・4年生教室、5・6年生教室に雨漏りが発生し、天井の板が剥がれ落ちる被害があり、銀山中学校におきましても、器具庫と女子更衣室に雨漏りが発生しております。また、9月6日に発生した胆振東部地震においては、仁木中学校の校舎外壁の一部が剥がれ落ちる被害があったほか、その後の停電に伴い、6日は町内全校が休校し、翌7日は仁木小学校のみ休校となりました。幸いにも、町内の学校に大きな影響はありませんでしたが、胆振地区などにおいては、大きな被害が発生しており、今もなお大勢の方が避難生活をされております。被害に遭われました皆さま方には、心よりお見舞いを申し上げます。なお、校舎修繕に係る予算に不足が生じるため、本定例会において補正予算を計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、仁木町水泳プールの利用状況結果について申し上げます。仁木町水泳プール（仁木・銀山・然別）につきましては、7月14日から8月31日までの49日間開設し、プール利用に係る指導の徹底及び利用者のマナーの向上により、各プールとも事故もなく無事終了いたしました。開設期間中の利用者数につきましては1218人と、昨年度の1638人を420人下回る結果でありました。その要因といたしましては、8月中旬以降、雨天の日が続き開設できる日がほとんどなかったことなどによるものであります。なお、各プールの利用状況結果につきましては、次ページのとおりであります。3ページの上段につきましては平成30年度、下段につきましては、昨年度（平成29年度）の実績となっております。後程ご高覧願います。

4ページに移ります。最後に、各種スポーツ大会出場結果について申し上げます。近年の各種スポーツ大会における本町の子どもたちの活躍には目覚ましいものがありますが、今年度も各種競技において地区大会で優秀な成績を収め、全道大会に出場しております。主な大会出場結果につきましては、次のとおりであります。4ページ、5ページ及び6ページ上段までが陸上大会の結果となっております。6ページ中段に水泳、下段にはバドミントン大会の結果を載せてございます。後程ご高覧願いたいと思います。

7ページでございます。主な大会出場結果は以上であります。大会出場に向け日々練習に励んだ選手たちの頑張りとお保護者の皆さまのご支援やご協力、さらには、熱心にご指導いただきました関係各位に対しまして、敬意と感謝を申し上げる次第であります。教育委員会といたしましても、町民の健康増進、体力向上を図るため、スポーツ振興・普及及び各種スポーツ大会への参加支援を引き続き行ってまいります。なお、大会参加に係る予算に不足が生じるため、今定例会において補正予算を計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。結びに、各種大会での子どもたちの更なる活躍をご期待申し上げ、平成30年第3回仁木町議会定例会教育行政報告といたします。以上です。

○議長（横関一雄）角谷教育長の教育行政報告が終わりました。

これで行政報告を終わります。

日程第6 報告第1号

平成29年度決算に基づく健全化判断比率報告書

日程第7 報告第2号

平成29年度決算に基づく資金不足比率報告書

○議長（横関一雄）日程第6、報告第1号『平成29年度決算に基づく健全化判断比率報告書』及び、日程第7、報告第2号『平成29年度決算に基づく資金不足比率報告書』以上2件を一括議題とします。

本件について、報告を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、一括提案されました2件につきまして提案説明を行います。

まず報告第1号でございます。平成29年度決算に基づく健全化判断比率報告書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。平成30年9月26日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、実質赤字比率はございません。連結実質赤字比率もございません。実質公債費比率は9.4%で、将来負担比率は0.7%となっております。

次のページをお開き願います。報告第2号でございます。平成29年度決算に基づく資金不足比率報告書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。平成30年9月26日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、特別会計の名称は簡易水道事業特別会計となっております。資金不足比率はございません。備考といたしまして、経営健全化基準は20%となっております。以上2件を一括提案説明とさせていただきます。なお詳細につきましては、渡辺財政課長の方からご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）報告第1号、平成29年度決算に基づく健全化判断比率報告書について、ご説明申し上げます。

健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、地方公共団体の長は毎年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率を監査委員の審査に付し、その意見を付け議会に報告しかつ公表することが義務付けられております。実質赤字比率につきましては、一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものでございます。本町は黒字でございましたので、赤字の比率はなしの表示となっております。次に、連結実質赤字比率は、一般会計と特別会計の赤字や黒字を合算し、赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものでございます。本町は黒字でございましたので、赤字の比率はなしの表示となっております。次に、実質公債費比率につきましては、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものでございます。本町の比率は9.4%で早期健全化基準の25%を下回っております。前年度の比率は9.9%でしたので、0.5pt改善されております。次に将来負担比率につきましては、一般会計の借入金や、将来支払っていく可能性のある負担等、現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものでございます。本町の指標は0.7%で、早期健全化基準の350%を下回っております。前年度の指標はなしとなっております。なお、この4指標の一つでも基準を超えた場合には、早期健全化計画を定め、自主的にかつ計画的に財政の健全化を図らなければなりません。

続きまして、報告第2号、平成29年度決算に基づく資金不足比率報告書について、ご説明申し上げます。資金不足比率につきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、公営企業を営営する地方公共団体の長は、毎年度監査委員の審査に付し、その意見を付け議会に報告しかつ公表することが義

務付けられております。資金不足比率は公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の深刻度を示すものでございます。本町では、簡易水道事業が公営企業でございます。黒字でございましたので、資金不足はなく、資金不足比率はなしと表示され、経営健全化基準の20%を下回っております。この基準を超えた場合には、経営健全化計画を定め、自主的・計画的に経営の健全化に努めなければなりません。なお、お手元には平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての監査委員の審査意見書及び資料を配布させていただきましたので、後程ご高覧をお願いいたします。以上で報告第1号及び報告第2号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）一括議題2件の報告が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

本件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、議会に報告されたものです。

質疑が終わりましたので、これで報告第1号『平成29年度決算に基づく健全化判断比率報告書』及び報告第2号『平成29年度決算に基づく資金不足比率報告書』を終わります。

日程第8 承認第1号 専決処分事項の承認について

平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）

○議長（横関一雄）日程第8、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第1号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求め。平成30年9月26日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成30年6月23日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）。平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8527万8000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成30年6月23日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）承認第1号、専決処分事項の承認についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。18款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額の112万4000円を追加し、補正額の合計を34億8527万8000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。6款、農林水産業費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額の112万4000円を追加し、補正額の合計を34億8527万8000円とするものでございます。

3ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源が112万4000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため112万4000円を追加するものでございます。

次に、7ページをお開き願います。歳出でございます。6款、農林水産業費、1項、農業費、7目、農用地再編開発事業費につきまして112万4000円を追加するものでございます。これは農村公園フルーツパークにきの配管漏水に係る修繕費でございます。以上で、承認第1号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。4番・野崎議員。

○4番（野崎明廣）7ページですけれども、只今、説明をいただきました。農林水産業費ですけれども、配管費ということですが、どのような配管にかかったのか。もう少しちょっと内容説明をいただきたいと思えます。

○議長（横関一雄）四十坊産業課参事。

○産業課参事（四十坊供之）只今の質問にお答えいたします。農村公園フルーツパークにきはですね、水道なんですけれども、井戸水を使っておりまして、その受水槽から水を落としまして水道に利用してございます。これが、ある日水道の方から警報が鳴りまして、6月22日なんですけれども、水位がですね、低下しているという警報が鳴りまして、それで、漏水箇所があるということが間違いないということでございまして、その後漏水箇所を調査特定しまして、その修繕をしたという流れでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・野崎議員。

○4番（野崎明廣）一応、漏水ということですが、その部分が傷んでしまったということになるのか、耐用年数的にはどうであったのか、わかればお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）四十坊産業課参事。

○産業課参事（四十坊供之）お答えいたします。

いわゆる塩ビ管でございまして、この耐用年数からいきますと、17年ほど経ってございますので、経過していることにはなると思えます。ただ、水道管でございまして、その都度故障箇所というのは特定というか、推計はできませんので、かかる調査をしまして、場所を特定できましたので修繕をさせていただ

いたということでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）他にありませんか。7番・水田議員。

○7番（水田 正）7番・水田です。

それでは今の修繕費についてなんですけれども、今年度の予算の中で、当然補正を組んでいますので、当初計画の修繕費には相当足りないということで組んだと思うんですけれども、当初の修繕費の予算というのは、どのくらい組んでいるんですか。

○議長（横関一雄）四十坊産業課参事。

○産業課参事（四十坊供之）只今の質問にお答えいたします。

当初予算額は、補正前の額ということで、3182万1000円となっております。先ほども申し上げましたとおり、この水道の箇所というのはなかなか特定というか、当初予算で前に場所を特定をしてこの事業費を組むということができなかったものですから、この時期になってしまいましたということでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）7番・水田議員。

○7番（水田 正）三千何百万円というのは総額だと思うんですけれども、その中の修繕費というのはどのくらい組んでいるのでしょうか。

○議長（横関一雄）四十坊産業課参事。

○産業課参事（四十坊供之）只今の質問でございますけれども、細かな内訳等につきましては、今ここに持ち合わせておりませんので、後程調べて回答させていただきたいと思っております。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）農用地再編開発事業費の中の修繕費でございますが、施設維持修繕費につきましては、今まで当初予算では0円でございます。今回補正額として、112万4000円の補正をさせていただいたところでございます。

○議長（横関一雄）7番・水田議員。

○7番（水田 正）0円というのは非常に不思議なことであって、かなり老朽化している箇所が随所に見られるわけですよ。その中で予算を組んでいないというのは、それはどういう観点から予算を組まなかったのかどうか。その辺の考えがどうなのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）今回の農用地再編開発事業費につきましては、当初予算は組んでおりませんが、農村公園フルーツパークにきにつきましては、指定管理者に管理をさせていただいているところでございます。その指定管理料の中で支払うべきものと、それに対応できないものとありまして、大きなものにつきましては、どのような修繕等が出てくるかわかりませんので、その部分につきましては今回は見ていなかったという状況でございます。

○議長（横関一雄）7番・水田議員。

○7番（水田 正）その意味はわかるんですけれども、やはり指定管理者には預けているわけですよね。そうすると当然こういった事が予想できる可能性は大だということだと思うんです。そして指定管理者の中で、細かな修繕費というのは組まれていると思うんですけれども、また、大きなものが出ると町がどんどん出していくということになれば、私は総合的に、そういったフルーツパークの管理上の問題がやはり

浮き彫りになるのではないかと、そのように思うんですけれども、その辺の考えはどうなんでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）只今のご質問でございますけれども、ご指摘のとおりですね、そういったご懸念があると思います。ただ、本事案につきましては、先ほど参事の方からご説明させていただいているとおり、給水塔から連絡をとっている配管に漏れが生じたということですが、これについては相当老朽化が想定されていますけれども、一般的な確認はされていない状況でございました。それで、極めて突発的ですね、発生をしたということでございます。それから発生した時期も、ちょうど行楽シーズン、サクランボ等に入った時期で、これは非常に来場者が増えたという時期ですね、トイレ等の利用も非常に増えていた時期であったということで、緊急的な対応を取らなければならないということですね、至急対応させていただいたところでございます。合わせて漏水した箇所についてなかなか特定するのに大変だった部分がございますし、また、傾斜地等でありまして、重機等の搬入等で工事費もかさんでですね、この112万4000円になったということございまして、そういった部分ですね、当初予算には計上せずに緊急的な対応を図らなければならなかったということでございますので、ご理解の方よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）7番・水田議員。

○7番（水田 正）今の副町長の説明で、よく理解をしたんですけれども、施設なんかも全体的に見て非常に老朽化してきている部分もかなりあるわけで、その辺をやはり検証をよくされて、やはり、高額な金額であれば、非常にやはり財政的にも大変なことになるんだらうから、その辺は十分検証して、次回に備えてもらいたいと、このように思うんですけれど、ちょっとよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（横関一雄）答弁よろしいですか。他に、ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）』は、承認することに決定しました。

日程第9 承認第1号 専決処分事項の承認について

平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）

○議長（横関一雄）日程第9、承認第2号『専決処分事項の承認について・平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第2号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求め。平成30年9月26日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成30年7月5日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）。平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1560万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億88万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成30年7月5日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）承認第2号について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。18款。繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額の1560万2000円を追加し、補正額の合計を35億88万円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。9款。消防費を補正いたしまして歳出合計額に補正額の1560万2000円を追加し、補正額の合計を35億88万円とするものでございます。

3ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。1款。町税から21款。町債まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款。議会費から14款。予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源が1560万2000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。18款。繰入金、1項。基金繰入金、1目。財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため1560万2000円を追加するものでございます。

次に、7ページをお開き願います。歳出でございます。9款。1項。消防費、3目。災害対策費につきまして1560万2000円を追加するものでございます。これは7月5日の大雨による災害に係る対策費でございます。職員手当、土木作業賃金、廃棄物処理手数料、重機借上料、原材料購入費の追加でございます。

9ページ以降につきましては、給与費明細書でございます。以上で承認第2号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。4番・野崎議員。

○4番（野崎明廣）4番・野崎です。

今回のこの7ページですけれども、7月上旬の大雨災害ということで、先ほど町長からも行政報告があ

りましたけれども、全部で23か所の被害があったということで、地域的にはどのような状況であったのか、わかればお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）只今のご質問にお答えしたいと思います。

今回の被害の大きかったのは、銀山地区が非常に多くございまして、川で言いますと、上尾根内川、中尾根内川、下尾根内川、そういうところで非常に大きな被害が出ております。また、ポン尾根内川ですとか、そことは地域は違いますけれども得志内川、そのようなところで非常に大きな被害というか修復工事等も行っているという状況でございます。

○議長（横関一雄）4番・野崎議員。

○4番（野崎明廣）非常に地域的に雨による災害が多いということで、今後の対応として、どのように考えているのか、また、今、確認をされていると思いますけれども、状態としてまた今後発生する恐れがあるのかどうか、その辺わかればお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今のご質問であります、対応の状況としましてはですね、7月5日以降、随時ですね、補修等、現地の浚渫など対応をしてですね、その後も雨の降る状況で、ご承知のように7月の中旬、8月、9月も雨が非常に多かったという部分がございますので、当然その7月5日以降もですね、順次、補充等、作業等を進めてきているところでございます。それで、今後の対応という部分につきましてもですね、非常に雨が今年は特に多いという状況も続いていますし、今後もどのようになるかわからないという状況もありますので、例年も、河川維持等につきましてもですね、それ相応の維持管理費という形で計上させていただいた中で対応しているところではございますが、同様に今後も、そういう部分の予算の確保に努めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（横関一雄）4番・野崎議員。

○4番（野崎明廣）今後においてもきちんと対応していただきたいという感じもしておりますし、いつ何が起きるかわからないという状況ですので、よく地域の中身を緊急に備えた対応をしていただきたいと思っております。以上です。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）今後もですね、適正な河川と道路の維持管理に努めてまいりたいと思っております。

○議長（横関一雄）他に、質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論は、ありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第2号『専決処分事項の承認について・平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第2号『専決処分事項の承認について・平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）』は、承認することに決定しました。

日程第10 承認第3号 専決処分事項の承認について

平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）

○議長（横関一雄）日程第10、承認第3号『専決処分事項の承認について・平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第3号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求め。平成30年9月26日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成30年8月22日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）。平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ393万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億481万2000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成30年8月22日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）承認第3号についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。18款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額の393万2000円を追加し、補正額の合計を35億481万2000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。4款、衛生費及び10款、教育費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額の393万2000円を追加し、補正額の合計を35億481万2000円とするものでございます。

3ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源が393万2000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。18款．繰入金、1項．基金繰入金、1目．財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため、393万2000円を追加するものでございます。

次に、7ページをお開き願います。歳出でございます。4款．衛生費、1項．保健衛生費、4目．環境衛生費につきまして324万円を追加するものでございます。これは仁木町クリーンセンター浸出水処理施設中央動力制御盤故障に伴う修繕費でございます。

次に、8ページをお開き願います。10款．教育費、2項．小学校費、1目．学校管理費につきましては69万2000円を追加するものでございます。これは銀山小学校の雨漏りに係る修繕費でございます。以上で承認第3号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。4番・野崎議員。

○4番（野崎明廣）4番・野崎です。

衛生費の7ページですけれども、先ほど説明をいただきましたけれども、動力盤の故障ということで耐用年数的にはどうであったのか。お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）この機器につきましては、施設の第1期の最初から使っていて、21年経過しております。耐用年数は15年ということで耐用年数を超えていたものでございます。

○議長（横関一雄）4番・野崎議員。

○4番（野崎明廣）21年経過しているということで、あまりにも年数が経ちすぎているということで、予算計上を本来であればしておくべきではなかったのかという感じもしますけれども、使えるだけ使っていくという方向でやってこられたと思いますけれども、今後もこういうようなあまりにも耐用年数が経つというものに対しては、点検等を繰り返しながら早期に対応していくべきではないかなという感じもしております。以上です。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）議員おっしゃるとおり、早期の点検等が必要ということで、実はこの施設の機器につきましても、保守点検業者から昨年そろそろ耐用年数も超えているので、交換の時期ですよということだったんですけれども、やはり1年でもちょっと長く使いたいということで、担当課としては31年度に予算計上することで考えていたんですけれども、8月22日の停電でちょっと負荷がかかり過ぎて故障してしまったというものでございます。

○議長（横関一雄）他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第3号『専決処分事項の承認について・平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第3号『専決処分事項の承認について・平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）』は、承認することに決定しました。

日程第11 承認第4号 専決処分事項の承認について

平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）

○議長（横関一雄）日程第11、承認第4号『専決処分事項の承認について・平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは承認第4号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求める。平成30年9月26日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成30年9月4日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）。平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億568万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成30年9月4日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、同じく渡辺財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）承認第4号について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。18款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額の86万8000円を追加し、補正額の合計を35億568万円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。9款、消防費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額の86万8000円を追加し、補正額の合計を35億568万円とするものでございます。

3ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源が86万8000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。18款．繰入金、1項．基金繰入金、1目．財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため86万8000円を追加するものでございます。

次に、7ページをお開き願います。歳出でございます。9款．1項．消防費、3目．災害対策費につきまして86万8000円を追加するものでございます。これは9月4日から9月5日にかけての台風21号による災害対策費でございます。職員手当、土木作業賃金、食糧費、重機借上料、機械器具等借上料の追加でございます。9ページ以降につきましては、給与費明細書でございます。以上で、承認第4号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第4号『専決処分事項の承認について・平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第4号『専決処分事項の承認について・平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）』は、承認することに決定しました。

日程第12 承認第5号 専決処分事項の承認について

平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第6号）

○議長（横関一雄）日程第12、承認第5号『専決処分事項の承認について・平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第6号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第5号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求め。平成30年9月26日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第6号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成30年9月6日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第6号）。平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第6号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億828万8000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成30年9月6日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）承認第5号についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。18款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額の260万8000円を追加し、補正額の合計を35億828万8000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。9款、消防費及び、11款、災害復旧費を補正いたしまして歳出合計額に補正額の260万8000円を追加し、補正額の合計を35億828万8000円とするものでございます。

3ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源が260万8000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため260万8000円を追加するものでございます。

次に、7ページをお開き願います。歳出でございます。9款、1項、消防費、3目、災害対策費につきまして110万8000円を追加するものでございます。これは9月6日の地震に係る災害対策費でございます。職員手当、土木作業賃金、消耗品費、燃料費、クリーニング代、発電機点検整備手数料、放送設備点検整備手数料、重機借上料、機械器具等借上料の追加でございます。

次に、9ページをお開き願います。11款、災害復旧費、2項、文教施設災害復旧費、2目、公立学校施設災害復旧費につきまして20万3000円を追加するものでございます。これは台風21号による仁木小学校校舎窓ガラスの修繕費3万円、及び9月6日の地震による仁木中学校校舎外壁の修繕費17万3000円の追加でございます。4項、農林水産業施設災害復旧費、1目、農業用施設災害復旧費につきましては125万3000円の追加でございます。台風21号による銀山生活改善センター屋根の修繕費27万円、農村公園フルーツパークにきの管理棟屋根及び温室ガラス、コテージ木塀の修繕費98万3000円の追加でございます。5項、1目、その他公共施設公用施設、災害復旧費につきましては4万4000円の追加でございます。これは台風21号による観光管理センター東屋の屋根の修繕費でございます。11ページ以降につきましては、給与費明細書でございます。以上で承認第5号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。6番・林議員。

○6番（林 正一）6番・林。

このフルーツパークのですね、屋根のガラスとか、その修繕費はこのぐらいだと思うんですが、かかった日にちと言いますか、どの位の期間で直されたのでしょうか。

○議長（横関一雄）四十坊産業課参事。

○産業課参事（四十坊供之）只今の質問でございますけれども、9月4日の台風以降、関係する施設等の検証を行いまして、この屋根等修繕が必要だということで、緊急的に今お話のとおり、専決ということでさせていただきまして、2週間程度で修繕をほぼ終えてございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）他に、1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）7ページの災害対策費の中の燃料費、軽油の関係でございますけれども、震災によって停電になったと思いますが、それで、スタンドが休んでおりましたけれども、これはいつの時点で入れたのか、それから何に使ったのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）この軽油の部分に関してはですね、発電機に使うということで軽油を使っております。今議員から停電でスタンドはやっていないというようなお話がありましたけれども、町の方としては、防災備蓄倉庫の横に危険物庫というのを作っております。その中に軽油も600リットル実際には備蓄をしているということで、その中から使っていくという形で使っております。今回この購入した部分については、そういったところで、そこから使ってその補充分、更には、各水道等の中継ポンプ場へ運んでいる発電機、そちらの方の軽油はその場で入れているような部分もありますので、そちらで使った分ということになります。

○議長（横関一雄）他に、ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第5号『専決処分事項の承認について・平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第6号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第5号『専決処分事項の承認について・平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第6号）』は、承認することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時06分

再 開 午前11時20分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第13 一般質問

○議長（横関一雄）日程第13『一般質問』を行います。5名の方から7件の質問があります。

最初に、『自然災害とその対策について』以上1件について、佐藤議員の発言を許します。1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）この度の台風21号、そして胆振東部地震によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げるとともに、被災されました皆さまに心からお見舞いを申し上げます。1日も早く復旧されますようお祈りいたします。

それでは先に通告してありました、自然災害とその対策について質問させていただきます。

今年の7月の大雨と猛暑は、30年間で一度もない異常気象とも言われており、地球温暖化の影響による気温の上昇や豪雨などは、今後も増加していくことが予想されております。この度の豪雨災害については、西日本を中心に16府県で225人の死者を出すなど平成で最悪の豪雨災害となり、また、北海道付近でも7月上旬から中旬にかけて大気的不安定な状態が続き、台風7号の影響で大雨に拍車をかけました。北海道のまとめによると、被害は農林水産業や土木施設などで計580件、総額107億5500万円に上っております。

本町では「地域防災計画」及び「水防計画」を策定し、災害が発生した場合の各種対策等を規定しておりますが、前述のとおり地球温暖化に伴う台風や集中豪雨等の頻発が将来的にも懸念されていることから、これらを想定し、水害や土砂災害の被害を最小限に食い止めるため、地域の暮らしを守る事前対策が不可欠であると考えます。特に河川や道路側溝などは水の影響を直接受けるため地域の状況を勘案し、河床整理や立木の伐採・除去、側溝の整備など、施設の維持管理を計画的に実施していくことが重要です。また、大規模な災害発生においては、地域住民の生命や身体の保護を最優先すべきと考えますが、行政機関による公助には限界があるため、町内会や学校、社会福祉協議会、地元企業など様々な組織で構成する「防災組織ネットワーク」を構築し、防災活動の更なる促進を図ることが必要であります。さらに、災害が発生する前に住民を避難させる本町独自の「タイムライン（事前防災行動計画）」を策定し、防災対応力の向上を目指すことが行政に課せられた重要な役割であると考えます。

そこで、以下の点についてお聞きします。1点目、河床整理や立木の伐採・除去、側溝の整備など、施設の維持管理を計画的に実施しているのか。2点目、「防災ネットワーク」の構築について。3点目、「タイムライン（事前防災行動計画）」の策定について。4点目、災害対策を自治体が住民に提供する社会サービスと捉えることが重要であるが、今後の災害対策はどのように考えているのか。以上4点について町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今、佐藤議員からの自然災害とその対策についての質問にお答えいたします。

1点目の河床整理や立木の伐採・除去、側溝の整備など施設の維持管理を計画的に実施しているのか。についてであります。本町における維持管理の対応といたしましては、過去に大雨により被災等の影響を受けた箇所を中心とする道路・河川パトロール、及び住民からの要望や連絡を受けた場合の現地確認により状況を把握しております。その上で、大雨により支障を来す恐れがあるのか、又は緊急性があるのかを判断し、必要に応じた河川の浚渫、河川断面を阻害する立木の伐採、側溝を閉塞している土砂の除去等を適宜実施しております。

2点目の防災ネットワークの構築について申し上げます。地震や気象災害など、災害に備えるには、自

分自身の命や身の安全を守る（自助）、地域コミュニティでの相互の助け合い（共助）、個人や地域社会では解決できない問題について国や自治体が行う支援（公助）が相互に補完し合うネットワークの構築が必要なものと認識しており、行政はもとより町民全員で取り組んでいくことが重要なものと考えております。このため町では、災害等の発生に備え迅速な対応が可能となるように準備や体制を整えており、その一環として、仁木建設協会を始めとする多くの団体や企業との間で防災に関する協力協定を締結し、物資や資材の供給、災害情報の提供などの応急対策を迅速かつ的確に実施するとともに、平常時から協力関係を構築することにより防災意識の高揚と地域防災力の強化に努めているほか、災害対応能力の向上や応急対策の実効性の確保に向け、町民参加のもと実践的な防災訓練を実施しているところであります。

一方、9月4日から5日未明にかけて本町に接近し、甚大な被害を与えた「台風21号」や道内最大となる震度7を観測し、多くの死者・負傷者と北海道全域が長時間にわたる停電に見舞われた「平成30年北海道胆振東部地震」など、身近なところで大きな災害が発生していることや、高齢者を始め要支援者が増加していることを鑑み、町民一人ひとりが災害に正しく向き合い行動できるよう、広報紙による周知や学校教育における防災教育等を通じて防災意識の一層の醸成に努め、これまで培ってきた防災関係機関との連携を始めとする、自助・共助・公助のネットワークを活用し、災害対策に万全を期してまいる考えであります。

3点目のタイムライン（事前防災行動計画）の策定につきましては、台風や豪雨の被害を最小限にするためには、堤防や揚水機場といった施設整備による対策だけでなく、ソフト対策との組み合わせが重要であります。タイムライン（事前防災行動計画）は、災害の発生を前提に、国、地方公共団体、企業、住民等が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、自治体がいつ避難所を開設し、避難情報を出すのか、住民がいつ防災グッズを用意し避難するのかなどを、時系列で具体的に整理するもので、堤防の決壊など想定外の事案が発生した場合においても、迅速で適切な避難行動につなげることが可能になるものとして期待されております。このことから、国土交通省では、平成28年8月末に岩手県で発生した水害により高齢者施設で入所者9人が死亡した事案をきっかけに、国管理の河川がある730市町村でタイムラインの策定を行ったほか、本町を含む、氾濫の可能性がある中小河川を抱える全国の1161市町村に対しても、2021年度までにタイムラインの策定を指示しており、本年5月末時点で全体の37%にあたる429市町村が策定しております。現在、本町においても本年度内の策定を目指し、タイムラインの策定に着手しているところであります。

4点目の、災害対策を自治体が住民に提供する社会サービスとして捉えることが重要であるが、今後の災害対策はどのように考えているのかにつきましては、災害対策基本法により、町は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災計画を作成し実施する責務を有し、さらに町長は、この責務を遂行するため、防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、すべての機能を十分に発揮するように努めなければならないことが規定されており、災害対策は自治体にとって極めて重要な仕事であると認識しております。このことから社会情勢や自然環境の変化にも対応した実行性のある災害対策が図られるよう適宜、地域防災計画の見直しを行うほか、地域防災訓練、各種会議、広報活動を通じて、町民の災害対策に関する理解を深め、防災意識の高揚に努めるとともに、防災資機材や非常食の備蓄、防災行政無線、ホームページ、SNSを活用した迅速な情報提供を始め、町民の安全・安心な暮らしが守られるよう、防災に向けた総合的な取組を一層推進してまいる考えであります。

以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）それでは再質問をさせていただきます。

タイムラインの策定について伺いますが、只今のご答弁で、本町を含む氾濫の可能性のある中小河川とありましたが、本町の流域には道管理の2級河川、余市川や町管理の普通河川がございます。この策定の対象となる河川については、どの河川が対象になるのでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）今回対象としている河川は、道の方が管理されています2級河川である余市川でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）わかりました。

次に、応急活動体制について伺いますが、先ほど行政報告でも報告がございましたが、7月には大雨により余市川流域では水位が上昇し、大きな被害も発生するという懸念もございました。そして、今月5日未明の台風21号は、道内でも大きな被害をもたらし、本町でもミニトマト用ビニールハウスの破損や、収穫期を迎えた農作物に大きな被害が発生しております。また、続く6日未明には、道内で初めて最大震度7を観測した胆振東部地震により甚大なる被害が発生しております。改めて自然の脅威を感じたところがございます。町長の陣頭指揮の下、職員の皆さんは昼夜を問わず連日その対応に追われたことと思いますが、地域防災計画では、町長は災害・事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認めるときは緊急幹部会議を招集し初動体制に万全を期すものと定めております。そこで、その対応について伺いますが、台風21号につきましては、昨日の所管事務調査の中で報告を受けておりますが、7月の大雨、そして胆振東部地震については、町はどのように対応されたのか伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）対応の部分についてお答えしたいと思います。

まず、7月5日の大雨についてでございます。主なものを説明させていただきます。前日7月4日の夕方4時半から役場内で管理職を招集しての第1次非常配備ということで、大雨対応について会議を開催しております。その後、その会議の中で避難所開設という部分の話を出しまして、それを受けて夕方5時過ぎから住民課・ほけん課で大江のコミュニティセンターの方に避難所開設の準備に行っております。翌日、先ほどの町長の行政報告の中にもございましたけれども、朝4時に管理職が集まりまして、そこで会議を行い、それと同時に情報防災係の方で樋門パトロール等を実施、また、建設課の方で道路・河川のパトロールを実施したところがございます。そのあと、6時、7時と2回にわたりまして管理職での会議を開催し、その時点での気象情報等の情報共有、また、パトロールの状況等、皆で話し合ったところがございます。8時15分に防災行政無線にて河川の水位上昇を町民に注意喚起したところがございます。また、午後に入りまして、1時50分ごろ余市川の月見橋の水位計のデータが非常に高いところまで来たということで、その状況の確認も行っております。また、夕方4時半、管理職会議を開催して余市川の水位がその時点ではもう下がってきたということで、その後の対応について話し合いをしています。夕方5時46分から7時10分までの間に各樋門等の開門、排水ポンプの停止、そういうような作業を行ったところがございます。7月5日の大雨については、大まかなところでは以上でございます。

9月6日の地震・停電の部分でございます。まず、6日の朝、3時8分に地震発生ということで、町内にはJ－A L E R Tの自動通報が流れたところでございます。3時27分に停電、3時半には管理職を中心に役場の方へ職員が登庁して、それで打ち合わせ会議を行っております。3時45分に2人1組で、先ほども行政報告にありましたとおり6班編成12名で町内のパトロールに出動しております。8時半に第1回防災警戒本部会議を開催しております。また、9時30分には教育委員会の方なんですけれども、臨時校長会の開催もされております。11時45分に第2回の防災警戒本部員会議を開催しております。その時点で避難所開設の決定を行っております。避難所については町民センターのみということで、この日は話し合いをしたところでございます。13時から18時までの間に避難所の開設、また、町民の皆さんに対して様々な防災行政無線での周知を行っております。その夜、9月7日金曜日の午前0時2分に仁木町内では停電復旧をしたところでございます。それで、0時45分と朝6時に防災行政無線で停電が解消されましたということで町民向けに放送、周知をしたところでございます。8時30分、第3回の災害警戒本部員会議を開催し、それまでの状況で今後の対応について話し合いをしております。9時過ぎに避難所に避難されていた方が帰宅されましたことを受けて避難所の閉鎖、また、災害警戒本部の方の解散というふうな形をとっております。避難所の方へは、先ほどの話でもありましたとおり、要支援の方6名、一般の方6名、計12名が避難されていたということでございます。全体的な主な流れは以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）この中で、7月5日の大雨の関係でございますが、7月5日、朝4時には管理職会議ということで開催しておりますけれども、これは皆さん職員、町長以下皆さん役場の方に泊まれたんでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）こちらの方はですね、前日4日の夕方の会議の中で、朝4時に集合という形をとってございました。ただ、私ですとか建設課長とかは12時過ぎにはもう登庁しまして、そのあと他の職員も現場対応のある職員は2時半、3時には来て対応準備をしたというところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）大変お疲れさまでした。

只今のご説明をいただきましたけれども、町長の陣頭指揮の下、職員の皆さんが一丸となって、きめ細かい対応されたということで非常に敬意を表するところでございます。

また、防災無線につきましては情報の提供をいただきまして、我々も非常に参考になりましたし力づけにもなりました。これにつきましても評価できるものと私は思っております。近隣の市町村からも、一定の評価を得ているということでの話も聞いております。非常に対応が良かったというふうに私は思っております。町長はこの度の一連の対応について、町長自身どのように評価されているでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えします。

そういった評価をいただいておりますことに対しては、本当にうれしく思っているところでございますけれども、我々もこのように今年だけで、これだけたくさんの災害があるというふうには想像しておりませんでしたけれども、災害はないに越したことはございませんけれども、こうして7月の大雨、そして間をあけて9月の台風・地震とこのように年に何回も職員が対応することによって、やはり以前よりも防災

に対する姿勢といいますか、対応という部分では迅速なものもございましたし、非常に向上しているのではないかなというふうに思っているところでございます。今後も予想だにしない災害が来ることが予測されますので、更に注意をもって災害対応に向けてこれからもいろいろ向上してまいりたい、そのように考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）ぜひともこの度のような敏速な対応をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、自主防災組織の整備状況について伺います。

災害発生時の対応は、第1次的に町にございますが、地域防災計画では、自分たちの地域は自分たちで守るという精神で、自主防災組織の育成について定めてございます。本町の高齢者率も40%に達し要支援者が増加しております。この度の胆振東部地震の教訓として、自主防災組織の構築がますます重要になると考えております。既に取り決めがされている町内会もでございます。その整備状況と今後の取組について伺います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）まず、今この取組を行っている町内会をお示ししたいと思います。現在、自主防災組織を設置しているのは、北町中央第5、尾根内、北町中央第4、北町中央第1、長沢、銀山共栄、表通り、瑞穂、然別、北町中央第2の10町内会と大江の連合町内会の合わせて11団体となっております。今後においても、今までもなんですけれども、町内会長会議等の場で未設置の町内会等に対して設置の呼びかけ等をしております。また、今後についてもそれをしていきたいというふうに思っているところです。また、仁木町自主防災組織の設置推進要綱というものを平成25年10月にできたものがございまして、それに従い地域の自主防災組織づくりに対しても支援をしているところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）よくわかりました。

ぜひこの自主防災組織の構築推進については、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、原発災害以外の避難訓練等について伺います。

近年、この度の地震災害や異常気象による予想を超える災害が全国各地に発生しております。原発災害避難訓練は、国・道の指導の下、毎年実施されておりますが、それ以外の訓練や勉強会については実施されていないという状況でございます。そこで、今後は寒さ厳しい冬季間の対策など、あらゆる状況を平時からシミュレーションして、町独自の避難訓練や勉強会を実施することが重要になると考えますが、町長の考えをお伺ひいたしたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）まず最初に、地域での避難訓練についてご説明したいと思います。

毎年、北海道が主催しています原子力防災訓練に仁木町もいつも参加しておりますけれども、それ以外に町内でも毎年地域を分けて避難訓練を実施しております。平成27年は銀山地区を対象に暴風雪を想定した避難訓練の実施というのをやっております。28年度については避難訓練というよりも卓上で図上訓練という形で避難所運営についてということで皆さんで考える、そういう勉強会を開いております。29年度、昨年は、今度は然別地区を対象に、大雨のときの土砂災害について然別地区の人たちに、大江のコミュニティセンターに避難してもらおうというような訓練も実施されております。今年度についても、また、冬の

期間に図上訓練になるかと思えますけれども、今検討しているところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の企画課長に補足して、今年は平成28年度に行いました図上訓練と同じように、今年度も水害を想定した図上訓練を実施する予定であります。この度の台風21号や地震災害で対応したことも検証して、訓練にその内容を盛り込んでいくとともに、今後も毎年地域の実情に合わせた訓練を実施してまいりたいとそのように考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）ぜひ避難訓練をはじめ勉強会を適宜開催して、防災意識を高めてほしいと思います。

それでは次に、災害時の停電とその対応について伺いますが、この度の地震災害では道内で初めて全戸停電する「ブラックアウト」ということで、道民生活に大きな影響を与えてございます。本町では幸いにも大きな被害には至りませんでした。今後の災害対策の教訓として多くを学んだことだと思います。そこで、防災時の停電とその対策について伺いますが、災害発生時に地域防災計画では、役場庁舎が停電となった場合、最長稼働時間12.5時間の非常用発電機が整備されてございます。それ以外の避難所となる公共施設や、その他の電力を必要とする施設についてはどのように対応されるのか、あるいはどのように対応されたのかその対応について伺います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）今、議員の方からお話があったとおり、地域防災計画の中では役場庁舎が停電になった場合の自家発電機のことを掲載されております。その他に地域の部分としましては、防災計画と一緒に皆さま方にも配布されているかと思うんですけれども、仁木町備蓄計画、平成27年の12月に制定されておりますけれども、その中に防災資機材については避難所の規模、想定される被害等に合わせて備蓄品目及び数量を決定し、計画的に整備を進めることというふうに謳われておまして、現在、役場庁舎以外の部分としまして整備されているのは、フルーツパークにき、然別生活館、大江コミュニティセンター、銀山生活改善センター、長沢会館、尾根内会館、それと仁木中学校、銀山中学校の8か所にそれぞれ発電機1基ずつを備えているところでございます。発電機への燃料等の補給等につきましては、小樽の石油組合さん、ちょっと名前が出てこないんですけれども、そこと提携を結んで優先的に燃料の補給をしてもらえるというようなものもございます。また、実際に発電機がない場所につきましては、発電機が必要なときに仁木建設協会さんに調達を依頼して対応しているという状況でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）只今のご説明で理解をしたところでありますけれども、今回のブラックアウトをはじめ各地で想定外の事態が多く発生しております。本町の発電機をはじめ防災機材については、整備されているということでありますが、庁舎以外の各施設に配置・整備してある発電機については、容量的には十分足りる発電機なんでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）発電機の容量なんですけれども、それぞれの避難所によって大きさは違います。今、役場庁舎の方の1番大きな自家発電機は12.5キロボルトアンペアというようなものになっておりますけれども、それ以外、役場の防災備蓄庫などに置いてある部分としては、2キロボルトアンペア（2000ワット）の規模のものが2台、また3500ワットまで使えるというものが1台、あとは小型のもので、1キロ

ワットをちょっと切るぐらいのものが2台ということで役場の方にも置いてあります。また、その他の避難所のところでも大きい避難所、大江のコミュニティセンターですとか、フルーツパークにき、銀山生活改善センター、そういうところには2キロボルトアンペア（2000ワット）クラスのを配備しております。その他のところは1キロワット程度のものというようなものを置いてあります。また、仁木・銀山の中学校については、2キロワット程度のものということで今配備しているところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）只今の説明で理解をしたところでございますが、今後ともこの度のことを検証されて、そして必要な資機材については、逐一整備をしていくというふうをお願いしたいと思います。

次に、防災担当職員の防災教育について伺います。

災害発生時、行政主導で機敏に行動することが要求されます。職員の皆さんは、この度の災害で多くのことを経験されたかと思えます。防災計画では、防災関係職員の防災教育の推進について定めてございますが、その対応として実際に被害のあった自治体での研修など、実態に即した研修が必要になるのではないのでしょうか。そのことについて町長のお考えを伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えします。

北海道が実施しております原子力防災訓練につきましては、地域住民の皆様とともに各課担当職員も参加して業務を体験しておりますけれども、町独自の地域防災訓練においては、職員が災害時にどう行動するか確認する機会が少ないのが現状であります。これまでも防災担当職員には、北海道や札幌市が主催しております実践形式の研修会に参加して、様々な技術や知識を習得させているところでもございます。また、今回、北海道胆振東部地震の被災地である厚真町へは先ほども申しましたけれども、今2名の職員が派遣させていただいている状況でありますので、そういった状況を踏まえて、職員にとっては貴重なと言ったら語弊がございますけれども、防災に対しての意識が高まるものだというふうに認識するところでございます。今後は、実態に即した研修の実施について今後も検討してまいりたい、そのように考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）実は先日の新聞で、小樽市でもやはりこれからは実態に即した研修を、前向きに実施していきたいというふうに市長がおっしゃっていましたので、何とかこれも前向きに検討してほしいと思います。

時間もないので、次に、小中学校での防災教育について伺いますが、東日本大震災では学校管理下において教職員の適切な誘導や日常の避難訓練等の成果によって、児童生徒等が迅速に避難できた学校があった一方、多数の犠牲者が出た学校もございます。そこで、本町の小中学校での防災教育の取組について伺います。

○議長（横関一雄）岩井教育次長。

○教育次長（岩井秋男）仁木町内の小中学校における防災教育といたしましては、地震や風水害、火災を想定した防災訓練や避難訓練を実施してございます。すべての学校におきまして、全校児童・生徒及び教職員を対象に春と秋、年2回又は3回実施し、有事の際にスムーズな避難ができるよう指導を行っているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）時間もなくなりましたので、ぜひ、しっかり防災教育の方はよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、道管理の河川の水位計の設置状況について伺います。

道は、平成28年8月の連続台風による大規模水害を教訓に、低コストできめ細やかな水位を把握できる危機管理型水位計を道が管理する583河川、587か所に平成32年度までに設置する計画でございますが、余市川をはじめ、道管理の河川水位計の設置状況について伺いたしたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）河川の水位計の設置状況ということでございますけれども、余市川には然別橋地点及び鮎見橋地点ということで2か所に設置されております。現在のところは、まだその2か所だけということですが、後志総合振興局の小樽建設管理部の事業室治水課の方が、先日町内の方にお見えになりまして、そのときに道の方で管理をしています後志種川、また余市中ノ川、あとフレトイ川、この三つの河川についても今後水位計を設置したいということで、今検討しているんだというお話を聞いております。多分、今すぐということではないでしょうけれども、近々そういうものの設置ということでお話ができるのかなというふうに思っているところでございます。また、余市川に設置されています水位計のデータというのは、大雨のときなど10分ごとに新しい水位のデータが更新されていますので、我々もそのデータを見ながら普段樋門の管理というような形で防災の方を担当しているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）よくわかりました。

以上で終わりますけれども、この度の台風被害、そして震災被害で行政機関をはじめ地域住民の皆さんも多くのことを学んだことと思います。

町は町民の生命と身体を最優先に考慮し、今回経験されたことを評価・検証されて、今後の防災対策に活かしてほしいと思います。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第13『一般質問』を続けます。

一般質問、『本町の廃棄物の安全管理について』以上1件について、野崎議員の発言を許します。4番・野崎議員。

○4番（野崎明廣）それでは先に通告いたしました、本町の廃棄物の安全管理について質問いたします。

近年、我が国では、大量生産・大量消費によるごみの増加により、ごみ処理場の確保や不法投棄などの問題が発生しています。そのため、私たちは、ごみの減量化に努めリサイクルを積極的に行うという意識を持ちながら生活していかなければなりません。本町は、一般廃棄物を燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、粗大ごみなど9種類に分類し、リサイクルによる減量化を図りながらごみ処理を行っていますが、最終処分における適正管理や計画に沿った運営をしていく必要があると考えます。また、産業廃棄物

については、他人の産業廃棄物を私有地に埋め立てる場合、各都道府県への申請が必要で、産業廃棄物処理業許可申請書や事業計画書等の書類を提出し、許可を受ける必要があります。産業廃棄物の最終処分は、大きく管理型、安定型、遮断型の3種類に分類されており、それぞれ品目や処理方法が決められているため、埋め立てを行う際には環境に影響を与えないような処置を施す必要がありますが、仮に有害物質が流れてしまった場合の町の対応を検討していかなければならないと考えます。そこで、以下の点についてお聞きします。1. 第2期埋立計画の現状について。2. 最終処分場における有害物質や地下水の水質等の調査及びその結果について。3. 私有地の埋立地から環境汚染が発生した場合の町の対策について。以上3点について、町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）野崎議員からの本町の廃棄物の安全管理についての質問にお答えします。

1点目の、第2期埋立計画の現状についてであります。仁木町クリーンセンターの第2期の最終処分計画は、埋立期間を平成24年度から平成38年度までの15年間とし、埋立容量は最終覆土1000㎡を含む4000㎡としております。本年8月に実施した埋立容量測量では、平成30年度末の計画埋立容量1431㎡に対し、約1300㎡でありましたので、ほぼ計画どおりに埋立を行っている状況にあります。また、年間埋立容量は平成29年度が約185㎡で年々減少の傾向にあります。今後さらに1年でも長くクリーンセンターを維持できるように、ごみの減量化・資源化に努めてまいります。

2点目の、最終処分場における有害物質や地下水の水質等の調査及びその結果について申し上げます。仁木町クリーンセンターの放流水及び地下水については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づき、株式会社第一岸本臨床検査センターに委託し、水質測定業務を実施しております。業務内容につきましては、毎月の水素イオン等の生活環境項目の検査、水銀及びその化合物等有害物質項目の検査を年2回、余市町及び余市郡漁業協同組合との一般廃棄物最終処分場に係る公害防止協定に基づくアルキル水銀化合物等の協定基準項目の検査を年1回実施しております。なお、これらの検査結果につきましては、施設の供用開始から現在まで同省令に規定する基準値内となっております。

3点目の、私有地の埋立地から環境汚染が発生した場合の町の対策につきましては、本町の場合、民間の産業廃棄物の埋立地からの環境汚染として、飲料水や農業用水に直接影響する公共用水域及び地下水の水質汚濁が懸念される場所ではありますが、水質汚濁事故が発生した場合は、発見者が北海道後志総合振興局環境生活課に連絡することで、環境生活課から発見現場の市町村、消防、警察署、河川管理者等へ速やかに連絡され、町は関係機関と連携して汚染の拡大防止に全力で取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）それでは、1点目より再質問をいたします。

埋め立て計画の現状として説明をいただきました。ごみの分類により、ごみの減量化につながり、1年でも先延ばしして維持していきたいとのことですが、数字を聞くと、どのくらいの量なのかちょっと想像が難しく感じております。年間の埋立容量として約185㎡とのこと、今後、8年間、計画容量に達するとは思いますが。実際に今後の埋立容量としては約1700㎡ということで、年間185㎡を8年間埋め立てると約1500㎡という計算上になるのかなという感じもしておりますけれども、約1年間ほどの延長が見込まれるよ

うな感じもしています。この減量化によって更なる対応をしていただきたいなという感じがしております。この点について、約何年間延長できるのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）議員おっしゃるとおり、最終の平成38年度の埋立量は最終覆土1000㎡を含み4000㎡で実質埋立量3000㎡のうち、今年度で約1450㎡が埋め立てられ、残り1550㎡となり、これから年間185㎡がずっと8年間埋立てられると仮定すると、1480㎡となり計算上では平成38年度末で総埋立量が3930㎡とほぼ満杯になります。しかし、ごみの減量化・資源化は確実に進んでおります。第1期の最終年度の平成23年度の処理量が205㎡でしたが、年々減少し、平成29年度で今のところ185㎡となっております。しかしこの後、更に人口減少等により減少傾向は更に続いていくものと考えております。クリーンセンターを1年でも長く使用するために、クリーンセンターにおいては引き続き、金属類、プラスチック類、可燃物の選別を行って、その辺に力を入れまして、更に減量化を進めてまいりたいと考えております。何年間というのはちょっと言えませんけれども、1年でも2年でも長く維持していきたいと考えております。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）非常に努力が見られるということで、少しでも今の廃棄場を少しでも延長していけるという計算が成り立つのかなという感じもしています。単純に自分が考えるには、大型ダンプ年間約30台程度が年間に埋め立てられていくのかなという感じもしています。また、9分類化をされていますが、燃えるごみ、燃えないごみなど、最終的にどちらの方で処分されていくのか、また、再生利用資源ごみなどはどのように処理されているのか、今、再生という形の中では全国的に約53%程度が再生されているということで、本町としても大体そのぐらいになるかなと思いますけれども、先に、燃えるごみ、燃えないごみについてちょっとお答え願います。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）ごみにつきましては、9分類されております。

まず最初に燃やせるごみ、これにつきましては、北しりべし廃棄物広域連合の桃内にあります北後志広域クリーンセンターで焼却処理を行っております。

2番目に、燃やせないごみ、これにつきましては、仁木町クリーンセンターに埋立処理をしておりますが、先ほども申し上げましたとおり、金属、プラスチック類、可燃物の選別を行って、その分が別に処分し埋め立てしておりません。この金属類については、見積もり合わせを行って売払を行っております。また、プラスチック類につきましては、今年度は小樽の有限会社大森産業の方に運んでおります。

3番目、燃やせないごみのうち、硬質プラスチック類、これにつきましても再資源化処理ということで、小樽の有限会社大森産業の方に運んでおります。

4番目として、資源ゴミ・紙類です。これにつきましては、余市町の栄町にあります北後志リサイクルセンターに搬入し再資源化処理を行っております。

5番目の資源ごみ・缶類につきましては、桃内にあります北後志広域クリーンセンターに運んで再資源化処理を行っております。

続きまして、6番目の資源ごみ・瓶類につきましては、余市町栄町の北後志リサイクルセンターに運んで再資源化処理を行っております。

7番目、資源ごみ・ペットボトルにつきましては、同じく余市町の北後志リサイクルセンターに運んで

再資源化処理を行っております。

8番目の資源ごみ・プラスチック類、俗に廃プラという部分ですけれども、これにつきましては小樽市銭函の北海道木村に運んで再資源化処理を行っております。

最後に9番目ですけれども、粗大ゴミにつきましては、仁木町クリーンセンターに運んでおります。収集は年2回、また、個人の持ち運びも受け入れております。これにつきましても、金属類、プラスチック類、可燃物の選別を行い、その他のものについて埋め立てを行っているという状況でございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）ごみとして分類された中で、桃内や北後志リサイクルセンター、また、クリーンセンターという形の中で分別されながら処理をされていますけれども、地元の部分においてはよくわかるんですけれども、処分の状況としては他の地域としてはどのような状態なのか、わかればお答え願います。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）地元以外のところで処理している部分でしょうか。

北後志廃棄物広域連合で行っている北しりべし広域クリーンセンター及び北後志リサイクルセンターについては、当然適正に処理されております。また、プラスチック類、廃プラ類についての再資源化処理ということで、燃料化の再資源化というのも適正に行っているという状況であります。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）他の方で処分されても、最終的には問題なく処分されているということですので、わかりました。

それでは、2点目の有害物質・地下水の調査ですが、毎月の生活環境項目検査、有害物質検査、水銀化合物検査もされているということなので、安心するところですが、今回、起きた停電によって処理としてはどうだったのか、また、対策としてどうなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）停電の対応でございますけれども、まずは浸出水、汚水が出た場合には一旦貯水槽というところで溜められることになっております。その後、処理されるということで、その貯水槽の容量が742m³で、浸出水の処理施設の1日の処理能力が1日15m³ですので、貯水槽に最大、全然水が入っていないとしたら49日分ぐらいの水を溜めるということが可能ということになっております。今回の約1日ぐらいの停電では特に影響がなかったということです。その前に8月22日に機械が止まったというのは、これは停電とはあまり関係なくて、機械の老朽化が原因で止まってしまったということです。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）いろいろな検査もされているということですので、この中で大気中の空気汚染とか、そういうものに対しては、どのような調査をされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）クリーンセンターにつきましては、一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づいて、排水及び地下水について検査しているということで、大気汚染の項目は含まれておりません。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）水質検査によって安全であるという確信のもとで大気汚染というものが出ていないという判断をされていると思います。年に1度ぐらいは、その辺を調べる必要性もあるのかなという感じもしていますけれども、その辺どう考えられますか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）クリーンセンターに埋め立てするものは、大気に影響の出るガスだとかそういうものが発生する物を埋めるものではなくて固形のもので、そちらの方は余り心配はないのかなと思っています。やはりそこから排出される汚水がどうなのか、正常な基準どおりであるのかどうかというのが1番の問題であると思います。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）汚染された水かどうかを調査しているということで、それは問題ないということなので、それでは、3点目の私有地に関する対策ですけれども、近年、産業廃棄物の処理処分場をめぐり住民や自治体、産業廃棄物業者のトラブルが非常に多いというケースが報道でもよく見受けられます。自宅私有地であっても、むやみに放置することも埋めることも処分の対象となります。埋め立てのできる処分場は安定型最終処分場であり、産業廃棄物業業務の許可を知事より受けなければならないとなっております。埋め立てる場合はあらかじめ知事にも届け出が必要となっていると思いますが、しかし現状として、埋め立てされるまで状況としては、違法なのか基準値を満たしているのか全くわからないような状況の中で動いていると思います。これが発覚した場合にはもう非常に大変な状況になると思います。またこれは、発見者が連絡されることで調査を行うということですが、この発見者が連絡をして調査が始まるということ、これ自体がもう許可を出したところが、どういう状態の中で許可を出すのか。廃棄物を持ち込む自体に対して、何を携えていつているのかということ、安定型に携えていつているということになっていきますけれども、非常にわからない状況で埋められていることが発生するのではないかなという感じもしています。町としてはそういうような処分をしているということが、振興局ではわかると思いますので、町としてもその状況というものを確認すべきではないかなという感じもしています。何か月か前から町もいろいろ調べていただいている点もありますけれども、その前にやはり町としても調べる必要があるのではないかなという感じもしますけれども、第1発見者が知らせるということではなく、町がもう少し対応できるものであれば良いのかなという感じもしていますけれども、その辺の対応としてどう考えますか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）民間の処分場ですけれども、届け出は町を経由して北海道にされております。許可後につきましては北海道の指導により埋め立てが行われるということで、町として許可をすとかしないとかという話にはならないんですけれども、そういう状況で埋立地で例えば地域住民等から町の方に連絡を受けた場合は、町としても状況確認をして、これも先日あったことなんですけれども、町の方でまず状況確認をして振興局の方に連絡して、振興局が指導する立場にあるんですけれども、振興局と一緒に立ち会いまして、業者を呼んで振興局の指導に立ち会っているというような状況ですので、町としては北海道と連携して、そういう場合は対応していきたいと考えています。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）町を経由しながら振興局の対応ということになってくるようなんですけれども、私有地に埋立処理をするという、今の安定型と、また、汚泥の乾燥したものを埋め戻すという箇所も実態には

見受けられます。その辺において、町には何の知らせもないのかどうか。地域にとっては非常に不安がよぎるわけですよ。なぜこんなにたくさん汚泥の廃棄物をここに持ってくるんだらうということも実際にありますし、安定型といえども本当に安全なものなのかどうかということも、非常に懸念されて地域の人たちが心配する原因にもなっているんですよ。そういう点について、私有地であるからなかなか入っていけないという感じもありますし、調査をするということもなかなか難しいのかなという感じもしています。その辺に対して町としてどのような対応をするのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）汚泥ということで、無機性汚泥というのがありまして、建設工事に係る掘削工事から生じる水分を含んだ汚泥なんですけれども、それは廃棄物処理法に規定する産業廃棄物として取り扱われているんですけれども、無機性汚泥に高吸水性の特殊固化剤、セメント系材料だとか特殊吸水材を混合攪拌して、産業廃棄物を再資源化しているものについては廃棄物ではないということなんですけれども、適正に処理されていれば問題ないんですけれども、もし適正に処理されていないということになれば、これは産業廃棄物で、これについても廃棄物については、北海道の方が指導にあたると思います。それで、そういう適正な廃棄物だとして置いてあったとしても、そこからにおいが発生したり積み方が山のように積んでいて、もし雨でも降ったら流れるような状況である場合には、やはり調査が必要だとは考えられますけれども、そうなるとやはり所管の北海道になりますので、町としても協力しながら対応していきたいと考えております。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）説明をいただいていますけれども、なかなか自分たちが見るなかでは、私有地に置かれているというものに対しては、なかなかそこへ立ち入ってそれを調べるということもちょっとできない状況で、それを持ってきている業者の確認をするということもできないものなのかどうか。有害なものなのかどうかということもわからない状況の中で、最終的には調べるということが不可能なのかどうか、町としてどうなのか、ちょっとわかればお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）そういう箇所については、多分立入禁止だとかになっていますので、その所有者の許可が得られれば、町としてどういうものを埋め立てているのか、ちょっと見せてくださいというような形で見せていただければ入れるんですけれども、そうでない場合については、やはり廃棄物の所管であります北海道の方に町から連絡するような形になると思います。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）最終的に町ではなかなか対処できない。最終的には北海道が確認をしていくという、実態としてはきちんと処分・処理されていればそんな不安もないんですけれども、それが処理されているかどうかということがやはり懸念されるという状況になりますし、その辺が対処できないものかなというのが、自分たちにとっては調べていくべきではないのかという感じがするんですけれども、実際に廃棄物を処理する場所というのは、きちんとここに「何を捨てます、埋め立てをしますよ」という看板を立てなければ、本来であれば埋め戻しすらできない状況だと思います。その立札もなければ、ただ「私有地につき立ち入り禁止」これしかない状況の中で、なかなかこれは何なんだらうということにもなりますので、それ自体が指導の一環としてきちんとやっていかなければならないのかという感じもしますし、今現在、

京都の方でも土を埋め戻す際に隣へ流れてしまうというような現象も起きている状況ですし、そういうような箇所が実際には本町にもあると思います。ただ本町としてこれを見過ごしていいものなのかどうか。町長、よろしくをお願いします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の野崎議員の質問にお答えします。

野崎議員がそうやって心配されることもわかるんですけども、それぞれの役割の中で、それぞれ業務をやっているという部分を理解していただきたいという部分がございます。北海道は北海道の役割があって、町は町の役割があって、第1発見者が誰であろうと我々も同じ立場でありますので、そういうことの通告を受けたからには北海道に通達して対処してもらおうということが、本来あるべき形であるというふうに思っております。明らかに悪徳な業者というものであるならば、我々としてはすぐに対応できるんですけども、私有地で北海道の許可を得てやっている以上は、やはりそれなりに業者がきちんと処理をもらっているものだと思ってやっておりますけれども、万が一、そういった違法的なことが行われていることに対しては、我々も含めてきちんと注意をはらって対応してまいりたいなというふうに思っております。野崎議員が心配しているのは、重々承知はしていますけれども、やはり我々はスピード違反も取り締まることだってできるわけではないので、スピードを出している交通者に対して旗の波運動をしたりして啓発することはできますけれども、取り締まることは、それは警察の役割とそれぞれ皆さん役割があって、そういった仕組みの中で行われておりますので、その辺の部分で理解していただきたいなというふうに思っています。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）町長の今お答えしていただいた中で、いろいろな役割分担があるということ、これは重々わかっております。しかしそういう汚染されるということに対しては、もうこれから5年、10年後にどういった形で出てくるのかということが全く予想もつかない状況で、地下水を通して農業用水に沁みていくということも非常に懸念しているということも考えていただきたいと思ひますし、実際に、場所的にはいろいろ今ここで話しをするわけにはいかないし、今実際に高規格道路の工事をされていますが、そこにおいてもやはりいろんなものが出てくるということも話がされております。それもやはり地域の方々がお話をされる点で、私たちもちょっと見させていただいた点もありますし、住民課の課長も見ていただいた点もあります。しかし今、何ともないですよと言っても、何年か後には地下を通して汚染されましたということになった場合に、自分としてはどうしても少し心配な点があります。そういう水の検査だとかそういうものだけでも、その近くのものを進んで町としてやってはいけないものかとか、ぜひとも1度はやってほしいと思ひます。何ともなければ良いんです。しかし、そういったやはり濁り水とかそういうものがやはり出てくるということに対しては、一度確認をしていただければという感じがしていますので、その辺をどう対応されるのかお聞きしたいと思ひます。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）そういった公害のおそれがある場合につきましては、町としての水質検査の予算は持っております。昨年度も尾根内で、これは個人の住宅から灯油が川に漏れたということで、そのときも水質検査を過去に行なったこともあります。ですから、そういう水質検査は可能であります。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）町としてできるところでも、それこそ私有地ということでなかなか入ることができませんけれども、流れる水に対しては調査できると思います。その辺に対して、ぜひともちょっと進めていくべきではないかなという気持ちでおりますし、何ともなければ安心なんですけれども、おそらく今の現状でいくと大丈夫なのかなという感じもしますけれども、長い目で見ていくとちょっと心配な点があるという感じもしていますので、ぜひとも水質検査だけでも実施していただければという感じがしています。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）繰り返しになりますけれども、そういった案件があった場合には、町としては道に対してきちんと指導していってもらえるように流すことは当然してまいりますし、埋め立てに関しても、今後、何度も申しますけれども、許可権者は北海道になりますので、町としても埋立地周辺を含めて、定期的に巡回パトロールを行ったりして違反等を発見した場合には、迅速に対応してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）時間もきましたんで、ぜひともそういう、町ができるところだけでも対応していただければという感じもしていますし、そういう立札だけでも立てなければならぬはずなんですけれども、それもやはり指導として振興局の方へ伝えていただきたいと思います。立札もなければ何もないという形で、立入禁止だけの札だけでは何が何なのかという余計心配な点も出ますので、その辺だけでも振興局の方へ伝えていただきたいなという感じがしています。以上で終わります。

○議長（横関一雄）続いて、『乳幼児健診における小児がんの早期発見について』、『乳がんの早期発見の対策について』以上2件について、住吉議員の発言を許します。3番・住吉議員。

○3番（住吉英子）乳幼児健診における小児がんの早期発見について。

我が国における、10歳から14歳までの子どもの死亡原因の第1位は、がん（悪性新生物）となっています。小児がんの患者と家族は、発育や教育への対応など成人のがん患者とは異なる問題を抱えています。また、発症数は年間2000人～2500人と少ないのですが、小児がんを扱う医療施設は全国に200程度しかなく、多くの医療機関では小児がんに対する医療経験が少ない中、適切な医療を受けられないことが懸念されております。小児がんの中には、網膜芽細胞腫という眼のがんがあります。発症率は出生児1万5000人～1万6000人に1人と少ないですが、発症者の95%が5歳前に発症しており、その多くは家族が子どもの眼の異常に気づいたことで診断に至り発見されることから、素人でも発症に気づきやすいと言えます。

網膜芽細胞腫は、腫瘍が眼球に留まっている場合、可能な限り眼球を摘出しないで治療することが多いことから、早期発見が重要であることは言うまでもありません。初発症状として白色瞳孔などが現れるため、これらを乳幼児健診で検査することができれば、早期発見につながるのではないかと考えます。

本町における乳幼児健診では、小児がんの早期発見のためどのような取組をされているのでしょうか。発症数は少ないとはいえ、大切な子どもたちをがんから救うための取組として、乳幼児健診に網膜芽細胞腫の初発症状である白色瞳孔を診察項目に加える必要があると考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今住吉議員からの乳幼児健診における小児がんの早期発見についての質問にお答えいたします。

1点目の、本町における乳幼児健診では、小児がんの早期発見のためどのような取組をされているので

しょうかについてであります。小児がんに関しましては、眼の異常についてのみ取り組んでおります。乳幼児健診の精度を上げるため、平成29年度に母子カルテの見直しを行い、これまでの単なる「眼の異常あり・なし」から、本年度からは医師による診察項目に「斜視、瞳孔異常、流涙」の項目を追加し、本年4月の乳幼児健診から実施しております。

2点目の、乳幼児健診に網膜芽細胞腫の初発症状である白色瞳孔を診察項目に加える必要があると考えますが、町長の見解を伺います、について申し上げます。議員仰せのとおりと考えており、現在、3～4か月健診から、「斜視、瞳孔異常、流涙」について医師が診察しており、白色瞳孔の早期発見にも寄与しているものと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）答弁いただいた中から質問させていただきまします。

平成30年度4月から医師の診察項目に、「斜視、瞳孔異常、流涙」の項目を追加され、3～4か月健診の乳幼児健診から実施されているとのことで推進されていることを理解したところでございます。

1点目についての答弁で、小児がんに関しては、眼の異常についてのみ取り組まれているとのことですが、取り組まれた経緯についてお知らせください。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）今まで乳幼児健診につきましては、母子保健法に基づいて実施しておりまして、その際の健診現場における医師の診察、それから保健指導及び栄養指導の内容につきましては、北海道より示されている乳幼児健康診査マニュアルの診察指導項目に基づき実施してございます。昨年度までは、眼の確認というところは先ほどの答弁書にもありますとおり、目の異常「あり・なし」というものだけだったのですが、それは、我々保健師も含めていろいろ検討して、もっと精度を上げるべきではないかということになりまして、平成29年度中にどういう項目を見直したらよろしいかということを内部協議してございます。それに基づきまして、平成30年度から今まで6～7か月健診から行っていた眼の検査の確認につきましても、できるだけ早い時期からということで、3～4か月健診からということで改善したというところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）眼の異常がわかりやすく、これを診察項目に入れたという理解でよろしいですか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）議員お見込みのとおりでございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）では、本町におきましては、今までに小児がんを発症した例というのはあるんでしょうか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）過去25年で、小児白血病の方が1名いらしたということでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）わかりました。

先ほども言いましたが、網膜に腫瘍ができると視力が低下しますけれども、乳幼児にはまだ物が見える

とか見えないという状態がよくわからず、その状態が伝えられないことから発見されたときには進行している場合も少なくありません。ある程度進行すると光が腫瘍に反射して夜の猫の目のように白く光って見えたり、左右の眼球の向きが合っていない状態（斜視）になったり、その他、まぶたの腫れが見られることもあるそうです。こうした症状に家族が気付いて受診するケースが多く、95%までが5歳までに診断されているということです。ネットで検索したところ、がんサポートで紹介されている網膜芽細胞腫のお子さんを持つ家族の会「すくすく」の代表池田さんは、次男の目の異常に気づいたのは生後わずか1週間頃、片方の目だけが光っていたのでおかしいと思いきやすぐに病院に行き、国立がん研究センターを紹介され診てもらった結果、網膜芽細胞腫と告知されたそうです。そんな病気があることさえ知らなかった池田さん、「なんでうちの子が、自分の何が悪かったんだろう」と大変ショックだったと振り返り綴られています。池田さんの次男は両眼とも、そういう状態ということで判明しましたが、右目だけは残すことができ、何度も入院を繰り返しましたが今は元気な大学生に成長されているそうです。でも、もし発見が遅れて両眼とも眼球を摘出し、義眼になって全盲状態になっていたら、全く違う人生になっていたとも言われています。この病気は本当に手遅れの代償があまりにも大きい病気だと思います。一般的に親が異常に気付いても、なんだろうと思っているうちにあっという間に2か月～3か月が過ぎてしまい、病気が進行してしまうケースも多いとのこと。この「すくすくの会」では、何より早期発見が大事ということで、全国の保健所や保健センターにポスターを送り掲示の協力を呼びかけております。また、リーフレットやパンフレット等も作成されております。それを活用して乳幼児健診を担当する保健師や小児科医、眼科医にこの病気への理解を深めていただき、早期発見ができるように、そして相談を受けたときに眼科を受診し、眼底検査をしてもらうよう適切なアドバイスができるように意識啓発をお願いしたいと思いますけれども、こういうポスターですとかリーフレットですとかパンフレット等をご覧になったことがありますか。また、そういうものを取り入れて意識啓発をするという点についてお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）申し訳ございません。勉強不足でございまして、そのようなパンフレット等を私はちょっと拝見したことがございません。ですけれども、そういうような非常に有効なパンフレットがあるということであれば、その辺は今後取り寄せて、例えば、配布する等ということにつきましては、ちょっと検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）1番身近にお子さんと接している、まずはお母さんに、この病気のことを知ってもらうことが早期発見にはとても大切なことだと思っております。

網膜芽細胞腫の病気の注意点ですとか、異常がある際は眼科の受診を促すような、こういうプリントや先に紹介しました「すくすくの会」で出しているリーフレットなどを、健診ですとか訪問のときにお母さんに手渡していただいて、情報を提供をしていくことも必要かなと考えておりますけれどもいかがですか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）議員仰せのとおり、そういう情報発信ということは非常に大事なことだということに考えておりますので、繰返しになりますけれども、今後、その辺の配布等におきましても検討してまいりたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、東京都におきましては、東京都小児がん診療連携協議会が中心となりまして、小児がんを発症した患者の方が地域の小児科などを受診した際に、小児科がん拠点病院が平成29年1月においては全国で15施設、国の指定の医療機関がありまして、北海道では北海道大学病院でございますが、速やかに紹介され適切な医療を受けることができるよう一般小児科医向けに、こういったネットでプリントアウトできる、小児がん診断ハンドブックというものも作られておりまして、どなたでも検索してプリントアウトできるようになっているものがございます。これは、平成29年6月に厚生労働省で小児がん診断の早期発見に有用に役立つということで、この小児がん診断ハンドブックの活用を各都道府県にも周知されているところでございます。本町ではこの小児がん診断ハンドブックの内容をご存じだったでしょうか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）申し訳ございません。こちらも勉強不足で、私としては把握していないというところでございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）この小児がんハンドブックは初発症状をわかりやすく紹介し、また、症例提示もされております。写真等も載っていますし、非常にわかりやすく具体的に示されておりまして、専門医でなくても見易く難しくならないよう心がけて作成されているものであります。こういうものが、こういう病気もあります。こういうふうな症状を見たら気を付けてくださいというようなことを、町のホームページでも閲覧できるよう、また、本町で取り組んでおられる電子母子手帳、子育て支援アプリ等スマートフォンやネットなどの電子媒体を活用して網膜芽細胞腫だけではなくて、子どもの病気に関する情報等を提供していくことも大切なことと考えますけれども、どうでしょうか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）非常に大事なことというふうに感じているところでございます。

大変貴重なご意見を頂戴いたしましたので、今後、ホームページ、又は電子母子手帳にアップ（掲載）するというようなことにつきましては、できるだけ速やかに対応について検討してまいりたいと、今考えているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）早急にそのような取組をしていただくことで、早期発見で多くの子どもさんたちの命が救える方向につながると思ひますので、早急の対応を要望して質問を終わりたいと思ひます。

次に、2問目に行きたいと思ひます。

乳がんの早期発見の対策について。

現在、乳がんを患う女性は11人に1人と言われており、毎年10月を乳がん撲滅のためのピンクリボン月間として、早期発見及び早期治療を啓発・推進する取組が全国各地で実施されています。厚生労働省が発表した人口動態統計によると、乳がんによる死亡者数は、平成28年が1万4015人、平成29年が1万4285人と年々増加しており、年齢別では30歳から64歳までの女性における死亡原因のトップが乳がんによるもので、比較的若い世代においても増加が見受けられます。これらの背景として、我が国では定期的な検診受診を推奨しているものの、依然として乳がん検診の受診率が低いことなどが要因となっており、検診受診率はOECD（経済協力開発機構）加盟国30か国中、最低レベルに位置しています。乳がんは、自分で発

見できる唯一のがんであり、日頃からの自己触診による身体の状態確認や定期検診が何より大切です。また、早期発見・早期治療によって約90%以上の方が完治と言われており、欧米などでは検診受診の向上により早期発見が増え、医療技術の進展も重なって死亡率が年々減少しています。平成18年のがん対策基本法が成立したことにより、本町においても乳がん検診無料クーポン券の導入や未受診者に個別で受診を促すコール・リコールなど、受診率の向上や早期発見のための各種事業を実施していますが、乳がんへの意識啓発及び乳がん検診への受診促進を更に図っていくことが必要と考えます。そこで、以下の点についてお聞きします。1点目、乳がん検診の平成28年、29年の受診率とがん発見率について。2点目、乳がん撲滅のための取組と現状について。3点目、自己検診セルフチェックの啓発について。4点目、乳房自己検診グローブの配布について。5点目、ピンクリボン月間におけるキャンペーンの取組について。以上5点について、町長に伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）乳がんの早期発見の対策についての質問にお答えいたします。

1点目の乳がん検診の平成28年、29年の受診率とがん発見率についてであります。国が示すがん対策基本計画等に基づき、本町では40歳から74歳までを対象者としております。平成28年度は対象者833人中、受診者は82人で受診率は9.8%、うち1名にがんが発見され発見率は1.2%でありました。平成29年度につきましては、対象者825人中、受診者は92人で受診率は11.1%、がんが発見された方はおりませんでした。なお、勤務先や直接医療機関で受診されている方については把握しきれないことから、実際の受診率はもう少し高いものと推測しております。

2点目の乳がん撲滅のための取組と現状について申し上げます。現在は、がん検診受診者への結果通知に併せ、がん検診受診の必要性や自己検診チェック方法を記載している文書を配布しております。また、妊産婦への健康教育の場において、自己検診チェック方法の指導及び乳房模型を用いた乳がんのしこりの好発部位や硬さなどを触診にて体験してもらう教育を行っております。

3点目の自己検診セルフチェックの啓発につきましては、啓発活動として先ほど申し上げましたとおり、がん検診受診者や妊産婦に止まっている状況にあります。

4点目の乳房自己検診グローブの配布についてであります。乳がんグローブ等の啓発グッズは、自己検診を行う動機付けや、より注意深い自己検診に効果があると認識しておりますが、配布につきましては現在のところ考えておりません。

5点目のピンクリボン月間におけるキャンペーンの取組につきましては、毎年10月にウイングベイ小樽において実施されているピンクリボン月間乳がん検診啓発活動イベントのポスターを掲示し、同イベントのチラシを窓口を設置しております。今後は更なる啓発活動について検討してまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）答弁いただいた中から何点が質問させていただきます。

1点目の受診率については、平成28年が9.8%、平成29年が11.1%ということで、決して高い受診率とは言えない状況であることがわかりました。乳がん検診を受診された方のうち、精密検査が必要と判断された人数、その中で精密検査を実際に受診された人数をお聞かせください。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）平成28年度につきましては要精密検査者は1名、精密検査受診者も1名ということでございます。そのうち平成28年度につきましては1名の方ががんであったということでございます。平成29年度につきましては要精密検査者1名、それから精密検査受診者も1名で、がんだった方はいらっしゃらなかったという結果でございました。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）人数的には少ないということでございますけれども、精密検査が必要と判断された方にはどのような受診勧奨を行っているのかお聞きします。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）基本的のがん検診におきまして精密検査対象となった方につきましては、郵送により結果通知を行ってございます。今回の乳がん検診につきましては受診者の意識が高かったために通知が届き次第、速やかに精密検査を受診されているという状況でございました。過去、まれにいらっしゃる未受診者の方につきましては、再度、保健師による電話での受診勧奨により、過去は全員受診をしていただいたというふうに伺っております。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）再勧奨で全員の方が受診につながったということで理解いたしました。

日本対がん協会が平成28年に全国の支部で行った乳がん検診の結果では、受診者数は128万2756人のうち精密検査が必要と判断された人は6万18人、要検査率4.68%、精密検査を実際に受診した人は5万4053人、受診率が90.06%でがんを発見された人の数は3053人、その割合は0.24%ということでありました。この結果から、例えば乳がん検診を1万人が受診すると468人が異常ありと判定され、精密検査を受けるように進められます。精密検査を受けた人は421人で、その中から24人に乳がんが発見されるという割合になるということでもあります。平成27年12月、国が策定しましたがん対策加速化プランに基づく予防の取組の中で、精密検査未受診者に対する受診再勧奨を行うことも示されております。受診率向上を図るとともに精密検査未受診者の方に対しては、見つけることができたかもしれないがんを見逃してしまうことにもつながってまいりますので、積極的な受診再勧奨を引き続き行っていただきたいと思っております。

乳がん検診では、国の指針に基づいてマンモグラフィーで行われておりますが、日本を含むアジアの女性に多いと言われる乳腺濃度が濃い高濃度乳房は、マンモグラフィーでは乳房自体が白く映り、腫瘍も白く映るのでがんであっても見えにくいという特性があります。本町では、がん検診受診者へ結果通知の際に、マンモグラフィーでは異常の判断が困難な高濃度乳房と判定された方に、どのように通知されているのでしょうか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）対がん協会の方にも確認させていただきました。確かに、今議員がおっしゃるとおり、高濃度乳房の方がかなりいらっしゃるということも聞いてございますが、対がん協会の答えとしては高濃度乳房により判別困難であったというようなお知らせはしないということで、あくまでも結果通知としましては精密検査は必要ありません、自己触診を行い異常に気づいたら専門医訪れましょうというコメント、そういう内容の結果通知で統一しているということでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）受診者へは「異常なし」ということで通知されているということで、ただし高濃度乳

房であることや判別困難であったことを知らせるような、そういう体制の整備をしていくことも大切なことと考えます。

他町村でもそのような取組をされているところもございますので、本町がそういう取組をしていけるという提案についてどうでしょうか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）本町といたしましては、対がん協会の方の結果通知で出せないということであれば、うちの町独自で、新たに高濃度乳房ということをお知らせするという事は、現時点では考えてございません。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）そういうのもこれからは必要かと思います。

高濃度乳房の場合は、やはりマンモグラフィー単独では異常の有無を完全に判定することが難しい、それをカバーするのが超音波検査と言われております。マンモグラフィーと併用で40歳代の方の早期乳がんの発見率が1.5倍まで高まっているということも、国の大規模研究でわかってきております。高濃度乳房あるとか判別不能という通知が届いたら、ご本人もこの超音波検査を受けてみようかと選択肢もあるかと思えますけれども、異常なしという通知が届いたときには、更に検診を受けようということにはならないと思えますので、がんを見逃すことのないように、通知方法については、今後検討していただければと思います。答弁をお願いします。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）議員おっしゃっていることも非常によくわかりますが、町としましてはですね、国等のガイドラインに示されてから、それに基づいて今後対応を検討していきたいと思っているところがございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）乳がん検診は国の指針でも示されているように、2年に1回の隔年受診となっているかと思えますけれども、マンモグラフィーを受診する年度に、例えば、妊娠した、授乳中、疾病療養中などで検診対象外となった方、また、やむを得ない理由で検診を受けられなかった方を対象とした、特例措置制度についての本町の対応についてお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）町によりましては、あなたは偶数年度の受診の助成対象です。あなたは奇数年の助成対象ですというような、そういう仕切りをしているところもあるかと思えますけれども、本町におきましては、2年以上経過している方全員が乳がん検診の助成対象という形になっておりますので、特例措置というような言い方をするのであれば、それはもう既にでき上がっているのかなというふうに考えているところがございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）本町としては取組が進められているということで理解いたしました。

3点目の自己検診セルフチェックの啓発についてでございます。がん検診受診者や、妊産婦の方たちに対し取組をされているとのことでしたけれども、病院で乳がんと診断された女性の60%以上は、自分でしこりを発見して受診されたという方がほとんどだそうです。早期発見に必要なことは、定期的に自分の胸

の状況を見て触って知っておくことで、些細な変化に気づくことが何より重要と思います。乳がんは30歳代から増加しはじめまして40歳代後半から50歳代前半にピークを迎え、働き盛りの方に多い疾患となっております。中には20代で患う方もいらっしゃいますので、やはり若いときから関心を持つということが大切なことと思います。若い世代にも関心をもっといただけるような、浴室のシャワーヘッドにかけておき、入浴時に乳がんの早期発見に役立つ視診と触診の方法について、わかりやすく解説されたイラストを見ながら、自分でチェックできる乳がんチェックカードを活用してはと思いますが、導入について考えをお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）非常に貴重なご意見を承ったというふうに感じてございます。

本町は乳がん検診に関しては、今まで啓発活動は非常に少なかったかなというふうに反省もしているところでございます。ですので今後につきましては、自己検診の重要性についての周知やセルフチェックシートの配布に向けて、まずは広報だとか、それからそのセルフチェックシートの媒体の工夫をしながらですね、広く啓発する方法を検討したいなというふうに考えているところでございます。例えば、セルフチェックシートにおきましては、安価なチラシ版というような形のを、女性のいる世帯に配布して啓発を図っていくことが最初の第一歩かなと、その第一歩として大事ではないのかなというふうに、今考えているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）第1歩をスタートしていただきたいと思います。

4点目の乳房自己検診グローブの配布につきましては、現在のところ考えておられないとの答弁でありました。私もいろいろな薬局を回ったんですが売ってなくて、ネットでちょっと調べましてグローブというものを注文いたしました。こちらにあるものなんですけれども、これは500円ぐらいのものなんですけれども、この乳房自己検診グローブというのは薄い樹脂膜で作ってあり、三重構造になっております。手のひらが二重シートの上になるように入れます。肌に密着する膜と手のひら側の膜の滑り効果で指先の感度とか感覚が敏感になるため、素手ではわかりにくい小さなしこりまで見つけやすくなるというものであります。このようなものがあるということ自体を、まだ知らない方もたくさんいらっしゃるのではないかと思いますけれども、本町では紹介されたことがありますでしょうか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）今まで紹介したことはございません。

ですけれども、今後広報等で、この乳がん検診に関する啓発活動の中で、例えば乳がん検診の特集ページの中などで、乳がんグローブのご紹介、それから購入先がもしわかれば、値段等も含めてちょっとアナウンスできればよろしいかなというふうに考えているところでございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）乳がんに対しての自己検診の大切さをアピールする啓発の手段として、例えば成人式の成人女性に配布したり、また、イベント等で紹介したり、ただ配るというだけでなく紹介したり自己検診の意義付けを行うということも、これからの若い女性に理解をしていただくという、そういう努力も重要ではないかと考えます。

5点目に、ピンクリボン月間におけるキャンペーンの取組についてでございますけれども、このピンク

リボンには私もバッチを付けて来ておりますけれども、乳がん啓発活動を表す世界共通のシンボルマークになっており、がんで悲しむ人を1人でも減らしたいとの思いから1980年代にアメリカでこの活動は始まり、2000年ごろから日本でも盛んになってまいりました。ウイングベイ小樽で実施されているピンクリボン月間、乳がん検診啓発活動イベントに本町からは参加されているのでしょうか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）参加された者がいるということはちょっと聞いたことがございません。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）このイベントのポスターを掲示し、チラシを窓口に設置されているということでございましたが、昨日ちょっと確認させていただきましたら、A4判のチラシで非常に見づらい、それから窓口に置いているチラシも置いてあるだけではどなたも見えないし持ってもいけない。やはり手渡しなり説明するなりそういう努力も必要かなと思います。ポスターもやはりもう少し大きくなければ目に入らないのではないかと思います。

平成27年10月20日ですね、もう過去になるんですけども、総務経済常任委員会の研修視察で上士幌町に訪問したことがございます。庁舎入り口にひと際大きなピンクリボンの看板が設置されておりまして目に飛び込んでまいりました。そこには、上士幌女性ががん検診普及啓発キャンペーン事業ということを展開しておりまして、女性が輝く町であるために乳がん検診受診率100%を目指してという、目標というものを掲げて取組をされていることに非常に感銘いたしました。どこに聞いても十何%とか何%というものしか聞いたことがないので、100%というのはすごい目標だなと思いました。そこで、上士幌町をネットでも見たんですけども、引き続き、平成30年度も女性ががん検診に対して、子宮頸がんを発症しやすい20歳から40歳の方、及び乳がんを発症しやすい30歳から70歳の方の健診は無料、それから個別健診を受診した方で乳腺濃度が高く超音波検診が有効と診断された方には、超音波検査も無料、更に新しい検診、最近PET（乳がんドック）というのものもあるんですけども、それが2万円くらいかかるんですけども、40歳から70歳の方に町が半額助成ということで取り組まれている内容が記載されておりました。本町でもこれやってほしいということではございません。ただこういう取組をされて、その検診の普及をされているということで紹介させていただきましたけれども、本町として、毎年この10月のピンクリボン月間に合わせて、今後、例えば医師や乳がん体験の方の講話等のピンクリボン講演会を開くとか、それから女性特有のがんの啓発パネルを展示するとか、また、町の広報紙に特集と検診の受診勧奨の記事を掲載するとか、検診啓発のそういう取組が必要と考えますが、このことについて町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）これまでのお話をお伺いしておりまして、住吉議員おっしゃるとおり、いかに対象者に対して意識付けが必要であるかということ、改めて認識させていただいた次第でございます。

やはり、まさか自分がという方々に対して、いくら周知活動を行ってもなかなか効果としては低いものがあるというふうに思いますけれども、我々も同じで、やはりこういうふうに、住吉議員から乳がんに対して早期発見ということで様々な取組についてのお話を聞かないと、なかなかきっかけとしてですね、やはり町としても必要なんだということはですね、あまりお恥ずかしながら認識していなかった部分がございますので、今回の意見を踏まえてですね、先ほどの乳房自己検診グローブの配布についてもですね、答

弁の中では、今の段階では配布しないということで答弁させていただきましたけれども、先ほどの成人者に対しては配布することも、また一つのきっかけ作りではないかということで、私も今まで話を聞いて改めて考え直したということではないですけれども、今後取り組む必要性があるというふうに認識させていただいた次第でございます。

また、ピンクリボン月間におけるキャンペーンの取組についてもですね、今後、町として取り組む必要性があるというふうに改めて認識させていただきましたので、町としても率先して、これからこの乳がんの取組に対して取り組んでまいりたいというふうに思っておりますし、やはり、私もそうですけれども住吉議員もですね、やはり今回こういう提案をしていただきましたので、旗振り役ではございませんけれども、本町における乳がんにおけるリーダーという形ですね、今後発信していただければ、町としてもですね、これから協力して取り組んでいける部分がございますので、これから町としても前向きに検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。

国の指針で、40歳を迎えたら2年に1度の乳がん検診を受けることを進められており、また、20代からは月に1度のセルフチェックを心がけましょうと呼びかけております。この議場には男性の方が圧倒的と言うか、理事者席は全員でございます。他人ごとのように聞かれている方もいらっしゃるかもしれませんが、ご家族の奥様又はお嬢さんが、もし乳がんにかかってしまったらと想像していただくと、検診や日ごろからのセルフチェックが重要なことがわかっていただけるのではないかと思います。乳がん検診を受ける機会が少ない女性たちが自分自身を自ら守るきっかけ作りとして、また、がん検診受診へとつなげる意識啓発のためにも、先ほど紹介いたしました入浴時の乳がんチェックカード（シート）と、乳房自己検診グローブの紹介や導入について説明をさせていただいて、また、町長から前向きな答弁もいただきました。最後に、本当に乳がんは女性特有の病気のように思われているかもしれませんが、男性も乳がんにかかってしまうことがございます。男性の方たちも安心してはいられません。ですので、男性も自己検診することによって早期発見につながる意識を持っていただきたいと思っております。女性の健康と命を守るためにも、定期検診の受診と自己検診啓発の取組と対策を更に推進していただくことを要望し、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午後 2時25分

再 開 午後 2時40分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第13『一般質問』を続けます。

一般質問、『地域包括支援のあり方について』、『町営住宅入居者の高齢化対策について』以上2件について、上村議員の発言を許します。8番・上村議員。

○8番（上村智恵子）地域包括支援のあり方について。

後志広域連合が今年2月に策定した「第7期後志広域連合介護保険事業計画」によると、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年には、高齢化が一層進展し、一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が増加する

ことや、認知症高齢者の増加等が見込まれるとされています。認知症は、特別な病気ではなく誰もがなりうる病気で、「軽度認知障害」を放置すれば5年以内に半数が認知症に移行すると言われていています。このようなことから、高齢者ができる限り住み慣れた地域で日常生活を営むことを可能としていくためには、地域の実情に合わせて地域包括ケアシステムを構築していくことが重要と考えますが、以下の点についてお聞きします。1. 後志広域連合が実施したアンケート結果から、本町の状況分析を実施したのか。2. 地域ケア会議では、サロン活動や認知症カフェの必要性についてどのように捉えているのか。3. 各地区で毎月開催されているふまねっと運動教室や茶話会等の参加状況は。4. 介護ボランティアや認知症サポーター養成講座の状況は。以上4点について伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今上村議員からの地域包括支援のあり方についての質問にお答えいたします。

1点目の後志広域連合が実施したアンケート結果から、本町の状況分析を実施したのかについてであります。昨年6月に実施された「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果につきましては、第7期後志広域連合介護保険事業計画の中で町村別に分析されております。本町の結果は、おおむね広域連合全体の平均値と変わらないという結果ではありましたが、うつ傾向の方が40.8%と平均値より1.6p t 高く、閉じこもり傾向の方は7.3%と平均値より2.1p t 低いという点が特徴的なものであると分析しております。

2点目の地域ケア会議では、サロン活動や認知症カフェの必要性について、どのように捉えているのかについて申し上げます。他町村での事例により、住民主体のサロン活動は介護予防に一定の効果があるものと考えております。なお、平成27年度から開催している地域ケア会議においては、個別ケースに係る課題分析の積み重ね等により地域課題の発見にあたることを目的としているため、個人の生活環境に関する課題解決が主となっていることから、サロン活動や認知症カフェの必要性についての議論はされておませんが、それぞれ必要なものと認識しております。

3点目の各地区で毎月開催されているふまねっと運動教室や茶話会等の参加状況につきましては、平成29年度の実績では、仁木地区は延べ87名、然別地区は延べ60名、大江地区は延べ24名、銀山地区は延べ171名が参加しております。仁木町社会福祉協議会、老人クラブ及び地域包括支援センターがそれぞれ主催しており、各地区のふまねっとサポーターによる運動教室の後、茶話会等を催しております。

4点目の介護ボランティアや認知症サポーター養成講座の状況につきましては、現在活動中の介護ボランティアについて、町で把握している方はおりません。また、認知症サポーター養成講座につきましては、平成29年度に107名が受講し、平成19年度以降の本町認知症サポーターは現在241名となっております。なお、昨年度107名の内訳としましては、町内中学生81名、小学5年生26名となっております。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）はじめに広域連合が実施したアンケート結果ですが、仁木町はうつ傾向の方が40.8%、閉じこもり傾向の方は7.3%と平均値よりポイントが高い傾向にあるということです。

外出して皆さんに話をしたり笑ったりすることで体も元気になるものです。そのためにサロン活動や認知症カフェはとても必要だと思います。地域ケア会議でもサロン活動は、介護予防に一定の効果があるものと考えているとのことですが、その必要性はどうか。新オレンジプランの中でも認知症カフェの設置について書かれていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）議員仰せのとおり、新オレンジプランの中で認知症カフェ等については認知症の人の介護者の負担軽減を図るため、平成30年度からすべての市町村に配置される認知症地域支援推進員等の企画により、地域の実情に応じ実施するものとされてございます。本町も、本年度から地域包括支援センター職員である保健師2名が認知症地域支援推進員となったことにより、今後カフェ等のスペースがあり専門職も在籍している介護事業者等に、より具体的な企画をこちらの方から提案させていただいて、新規開設に向けて協議を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）その認知症カフェが開催されるときに、私は認知症サポートの方にもぜひお手伝いをお願いするべきだと思います。平成19年から受講したとはいえ、自分がサポーターになっているかどうか分からない方が大勢いるのではないのでしょうか。平成29年度の小中学生107名はわかりますが、その前はどのような推移で来たのでしょうか。登録はされているのでしょうか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）まず、皆さんオレンジリングをいただいておりますので、オレンジリングを持っている方は、自分がサポーターということを知っているというふうに考えてございます。

それから、認知症サポーター養成講座の受講者数の推移ということでございますが、本町につきましては、平成20年度から始めておまして、平成20年度は29名、平成21年度50名、平成25年度38名、それから平成27年度17名、平成29年度は仁木中学校61名、銀山中学校20名、仁木小学校5年生18名、銀山小学校5年生8名で平成29年度につきましては107名という形になってございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）29年度の小中学生は、学校と提携して子どもたちにもぜひ認知症がどういうものかというのを知らせていくという勉強は、本当に必要かと思えますけれども、27年度で大人の方の講習というのは終わっていますけれども、今年度の予定はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）まず小中学生に関しては、本年度も昨年度に引き続き教育委員会と連携して進めてまいりたいというふうに考えてございます。それから一般の方につきましては、地域包括支援センター主催で、町民対象のサポーター養成講座を冬に、それから認知症講習会も同じく冬にそれぞれ今検討している最中でございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）先ほど20年度からのサポーターの方は、自分でオレンジリングをもらっていて、私もわかりますけれども、町として登録している方の名前はわかるのでしょうか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）町として登録されている方の名前は押さえてございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）認知症サポーターと合わせて、この間の広域連合のアンケートの中で地域活動への参加者として参加したい人が6割近くいますし、地域活動への企画運営をお手伝いしても良いですよとい

う方も4割近くいました。こういう人たちがいるんですから、ぜひサロン活動とかそういうところでも、こちらがお誘いすれば積極的に参加してくれる方もいると思うんですよ。いきいき88でサロン活動をするということで、カラオケとか麻雀の道具とか揃えてきましたけれども、定期的に毎月1回、この日に集まってくださいということをしながらかやっていくことが大事だと思いますけれども、具体的な方策は考えているんでしょうか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）いきいき88につきましては、麻雀については毎月1回ほどやられております。ただその他について、いろいろ買った用品があるんですけども、カラオケマイクは使えるんですけども、その他いろいろ28年度に買った用品があります。人生ゲームだとか、健康ボールだとか、いろいろあるんですけども、やはりそれはそのために予算で買ったものですが、それを活用して、今やるとなると今ちょっとまだ係で検討している段階で、そういうものを使ってというのは、難しいんじゃないかということで、今お話しをしています。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）私たちも研修で、いろんなところに行かせてもらってサロン活動を地域ごとにやっているところとか、私の母が住んでいる地域である石狩なんかは、毎週もう3日もやっているんですよ。本当にこう、麻雀だけする人は、麻雀が好きだから来るのかもしれませんが、こちらはお茶を飲むだけでもみんな集まって話したいというのがありますから、はじめは大変でしょうけれども、そういうボランティアの方も活用してというか、お手伝いしてくれる方も誘い合って、やはりこちらが毎月1回、こういうお茶飲み会しますから集まってくださいっていう周知をしていかない限り、中でいろいろ考えていてもだめだと思うんですよ、来て集まってお茶を飲む、それで皆さんの集まりが成功すると思うんです。福祉ボランティアで前に登録してやっていたかと思うんですけども、そういうボランティアの方の登録というのは、町ではおさえてはいないんですか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）まず、一般的なボランティア団体としまして、社会福祉協議会の方で主体となっておりますね、過去、福祉ボランティア登録制度があったというふうに聞いてございます。個人登録と団体登録がありまして、個人登録につきましては、平成7年度から平成13年度あたりまで活動があったというふうに聞いてございます。個人登録の活動内容ということにつきましては、話し相手、草取り、冬囲い、電話掛けなどがあったということでございます。団体登録につきましては、トマト生産組合除雪ボランティアがありまして、現在は消防団による除雪ボランティアが主に活動しているというふうに社協の方からは伺ってございます。また、個人登録者の活動につきましては、十数年も行われていないということから現在登録者名簿も破棄されておりまして、登録者は不明だというふうに社協の方から伺ってございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）なかなか地域で集まることができない状態になっているかと思うんですけども、今回の災害で社会福祉協議会の方や保健師さんの方が要支援の方に連絡されて、電話が通じないところには1軒1軒訪問されて避難所にお誘いしたというふうに聞きましたけれども、やはりそういう目配りというか、本当に住民の方はこういう活動には感謝しているのではないかなというふうに思いますし、やはり

防災無線などで、各種連絡網では近隣町村では1番うちの町が安心感というものを得たと思うんですね。だから、やはり普段からそういう隣近所というか、集まるところがあって、お手伝いする人（ボランティアさん）がいるという会が普段からあれば、そういう要支援の人たちには目配りもされるでしょうし、本当に保健師さんや社会福祉協議会の方々は一生涯懸命やってもらえますけれども、本当に人手が足りないのではなのではないかというふうに思うので、やはり住民の力を借りながらやっていかなければ、こういうサロン活動とか、認知症カフェとか、これからも作り出すことは難しいのかなというふうに思うんですね。それで、介護保険事業計画というのは、広域連合で作られていますけれども、それを補助する仁木町の福祉計画というのが、この間聞いたらまだできてないというふうになっているんですけれども。やはり、平成30年度からの福祉計画なので、これはどういうふうにごくまで進んでいるのかお知らせください。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）仁木町地域福祉計画の関係です。

この計画につきましては、まず第1期が平成16年度から20年度、その後また、5年計画という形になる場所なんですけれども、第1期計画を2年延長して平成16年度から平成22年度に一度変更しております。それで第2期仁木町地域福祉計画策定が行われて、これは平成23年度から平成27年度になっています。それで、本来ですと平成27年度に第3期を策定しなければならなかったんですけれども、27年度には策定しておりません。それで28年度にも策定していなくて、私たち29年度から今人事異動で私も係長も変わったわけなんですけれども、それで何とか作ろうということでやってきましたが、去年はちょっと体制の不備等ありまして、それで平成30年度、今年度になってから、結局、平成28、29、30年と空白期間になっているわけですので、平成28年度時点での計画をまず作らないとならないのではないかとということでやっています。それで、平成27年度で作るときには、6名以内で計画推進委員という方に委嘱することになっているんですけれども、それも全くないとか委嘱がされてないという状況で、その平成28年度の時点で、まず何とか戻さないとならないということで今作業を進めております。それで平成30年3月、北海道が示した地域福祉計画策定ガイドラインというのがありますので、まず28年度に戻して、この後、30年のガイドラインに合わせてまた見直しを行って、この計画を平成32年度までの計画として、そして第4期以降の計画については、また総合計画の年度と合わせたような計画を作ろうということで、作業をしている段階であります。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）計画を戻して平成27年度からというのも、何か変な話だと思うんですね。今は、やはり現時点での把握をして、そして計画を立てていかないとならないと思うんです。そんなふうに戻っても何もできないし、終わってしまったんですから。やはり、今後どうして行くのかということ率直に、皆さんにというか推進委員を集めて話し合ってもらおうというところからいかない、全然前に進んでいかないと思うんです。いくら、ここでサロン活動をやってくださいとか何とかと言っても、実際の実態は把握できてない状態で、何も前に進みませんから、今年は諦めるとして、本当に今年度にきちんとした計画を作って、平成31年度から実施できる、そういう福祉計画を確立してほしいと思います。バラバラに社協が一生懸命やっている、住民課も福祉あんしん係で一生懸命やっている、そしてほけん課もやっているけれども、やはり全体像がつかめなかったら、包括は包括だけというわけにいかないと思うんです。やはりこの町の福祉計画というものをきちんと作っていかないとならないと思うので、私はい

うそんな平成27年度まで戻らなくても良いと思うんですけども、今年度中にきちんとした推進委員を擁立して平成31年度からの計画を作ってほしいと思いますけれども、町長はどう考えますでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えします。

上村議員おっしゃるとおりですね、本当にこれまで福祉計画を策定できなかった町としての非という部分では、それは私が、そういった部分できちんと監督できなかった部分では非常に不徳の致すところで、大変申し訳なく思っているところでございます。

上村議員おっしゃっているとおりですね、過去に遡って体制作りをしても、なかなかやはりどうしても前に進みづらい部分がありますので、今後どういう形でやるべきなのかという部分を含めてですね、これまでの体制とそして今後の進め方という部分も含めて、早急に検討して取り組んでまいりたいというふうに思っている次第でございますので、本当に申し訳ございませんけれども、これまでの空白の部分です、挽回するべくこれから前に進めてまいりたいと思っている次第でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）わかりました。

福祉計画ができた時点で、また私も質問していきたいと思っておりますので、この質問は終わらせていただきます。

次に、町営住宅入居者の高齢化対策について。

現在、本町の高齢化率は40%を超えており、町民の約2.5人に1人が65歳以上の高齢者となっています。これらの状況から、本町では様々な事業を展開し高齢者の暮らしの手助けや生きがいを育まれています。今後の更なる高齢化を想定し対応を検討していかなければなりません。その中で、本町の町営住宅では、暖房燃料の灯油を供給する場合、購入した灯油を、各入居者が室内に設置した灯油タンクまで運んで移し替えるなどの方法により供給を行っていますが、2階や3階に入居している高齢者も例外なく同じ方法で供給することとなっています。入居している高齢者からは、「昔はポリタンクを持ちながら階段を上ることができたが、体を壊してからはとても大変」、「中身を移し替えるのも一苦労」などの意見も伺っております。これは、高齢者の生活に直結する重大な問題・課題であるため、何らかの手立てを考えていく必要があります。他の市町村の公営住宅では、オイルサーバー（灯油供給機器）を取り付けている事例もあり、本町においても導入を検討すべきと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の町営住宅入居者の高齢化対策についての質問にお答えいたします。

近年、高齢化の進展に伴い、公営住宅においても高齢者が生活しやすい住環境を整備することが重要なものと考えております。これまでも町営住宅及び特定公共賃貸住宅には、手摺を設置するなど高齢化に対応した住宅の整備に努めてきているところであります。オイルサーバー（灯油供給機器）については、特に高齢化率の高い市町村や給油所支援の少ない地域を中心に、近年、公営住宅の建設に併せて整備が進められておりますが、本町については、設置していない状況であります。議員仰せのとおり高齢者が灯油の入ったポリタンクを室内に設置した灯油タンクまで運んで、灯油を移し替える作業が大変であることから、町内の給油事業所において、ポリタンクを各戸の灯油タンクまで運ぶといったサービスにより、高齢者等の負担軽減が図られていることから、引続きサービスが行われるよう、町といたしましては必要に応じて

関係団体・事業者等に要請してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）業者によってはホースを引いて中まで入れているということも聞いていますし、町の方から「ホースは汚いのでやめてほしい」と他の住民から言われたので禁止したなど、いろいろな意見も聞いていますが、このホースで室内の灯油タンクまで運ぶということには町の考えとしては、どうなのでしょう。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）灯油のホースによって町営住宅の中まで引っ張って燃料を供給するという部分につきましては、町の方としましては、どうしてもホース等によって汚れが出るおそれもあるという部分もあって、その辺は気を付けて対応してくださいということで、必ずしも行ってはだめというものではなく、実態として実際行っている供給業者もいるという状況でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）こういうのは消防法とか、何かの規則で制限されることはないんですか。入れても良いのでしょうか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）消防法等の部分では抵触するものではございません。しかし予防の観点からお気を付けくださいという形です、一部だめではないかというお話もあるというふうに聞いてございますが、法令等でだめというものではございません。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）皆さん本当にいろいろ努力をして移し替えるために大変な思いをしているんです。それで、ホームタンクもあそこに入るいろんなホームタンクもありますし、手一杯大きなホームタンクにして、そこに入れている人もいますけれども、ホームタンクに入れるときに、ポリタンクに20リットル入れられると自分で持ち上がらないので灯油を半分にしてもらったりして、10リットルぐらい入れたポリタンクを一杯並べている人も実際にいたりして、本当に私も今までそういうことになっているとは全然気が付かないで来てしまったんですけれども、ずっと銀山までもう町営住宅は建ってしまっていて、これ以上町営住宅が建つ見込みはありませんけれども、やはりこの町内の事業者さんに運んでもらって入れてもらうという方法しかないのでしょうか。他にいい実例がないのかどうか、わかりませんか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）仁木町内の給油事業者等にも確認はしてございますが、仁木町内の給油事業者におきましては一部ホース等です、1階ではローリーから給油しているというのもございますが、2階・3階等につきましてはですね、実際ポリタンク等を各事業者が持っているものを用意して入れるところもありました。また、各自にポリタンクを用意していただいて、それを入れたものを運んで入れてあげますとか、また、台だけ用意をしていただければ、その高い台の方に上げているというサービスとございますか、そのような形で対応しているところでございます。それで、別に何か新たな他の方法という部分でございますけれども、実際そのオイルサーバーにつきましては、新しく住宅を建てた時には、管内の自治体でもそのときに合わせてオイルサーバーを設置するという事例はありますが、実際既存の住宅の部分です、新たにオイルサーバーを取り付けてという部分の事例はございません。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）なかなかどうしようもないことで、住民の方にはやはり町内の業者さんに頼っていただくしかないかと思えますけれども、その移し替える方法でも良い実例があれば、やはり調べて住民の方にお知らせしてほしいですし、改修工事とかそういうことになった場合には、ぜひオイルサーバー等を検討していただきたいと思いますが、最後に町長のご意見はどうでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）先ほども課長の方から、答弁がありましたけれども、ポリタンクを各戸に運ぶサービスを行っていただける業者もあるかと思えます。ただ灯油の購入先がそれぞれ異なることや、また、オイルサーバーが既に取り付けられている公営住宅に入居していただくのであれば、ご理解のもと入居していただけるんでしょうけれども、現段階から整備して一律の料金のもとで、住民の皆さんの総意を得るということはですね、なかなか厳しいものがあるのかなというふうに思っている次第でございますので、今後、新しくそういった住宅を整備するということになったときには、そういうことも含めて考えていかなければいけないのかなというふうに思っている次第でございます。

現段階の住宅に関してはですね、今そういった、新たに整備するということは、なかなか今の段階では厳しいということをお伝えさせていただきたいと思えます。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）以上で質問を終わります。

○議長（横関一雄）続いて、『農業経営の安定化対策について』以上1件について、嶋田議員の発言を許します。2番・嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）農業経営の安定化対策について。

本町の基幹産業である農業は、近年の天候不順が原因で苦しい農業経営を余儀なくされている状況にあります。本年においても、5月下旬から7月上旬にかけては曇天で雨が多く、7月中旬以降の高温などにより、依然として天候に左右される不安定な農業経営が続いています。さらには、先日9月5日に本道に上陸した台風21号による暴風雨により、町内のハウス農家は甚大な被害を受けたと伺いました。

農業経営を安定させるためには、ハウス施設の整備が重要であると考えますが、本町では、平成26年度から平成28年度までの3年間「施設園芸ハウス導入事業」を実施しており、平成29年度からは「施設園芸促進ハウス新設更新事業」により、引き続きハウス施設助成事業を実施しているところであります。しかし、ハウス施設への助成は平成30年度までで終了してしまうため、来年度以降もハウス施設助成事業を継続していくのか町長の見解を伺います。

また、平成27年に策定された「まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」では、重点プロジェクトの一つに「元気な産業・雇用支援プロジェクト」の中で、果樹ハウスに対する助成も計画に盛り込まれています。果樹ハウスに対する助成を今後どのような内容で実施されるのか計画の概要を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今嶋田議員からの農業経営の安定化対策についてのご質問にお答えいたします。

本年の農業は、6月から7月中旬までの日照不足、低温、長雨、更には7月下旬から8月上旬の高温など天候が周期的に変動したことや、暴風雨、台風などが頻発したことにより、農作物の生育遅延や品質の低下が見られております。特に、非常に強い勢力を保ったまま9月5日の未明に本町に接近した台風21号

による強風に伴い、農業施設などに大きな被害があり、仁木町、仁木町農業委員会、新おたる農業協同組合及び後志農業改良普及センター北後志支所が連携して実施した調査では、ミニトマトなどのハウスのビニール破れ、パイプ破損が約700棟、ブルー、りんご、サクランボの樹体被害が合わせて210本、りんご、ブルーで平均10%の落果等の被害を確認したところでもあります。農業経営の安定化に向けては、平成29年度、生産者が共同利用するJA新おたるミニトマト集出荷貯蔵施設建設に5億円を町単独で補助し、また、本年度からの施設稼働に合わせ、平成29年度から本年度を事業期間として「施設園芸促進ハウス新設更新事業」に対し、各年2000万円の予算で町の単独事業として取り組んでいるほか、水田の圃場拡大を行う「農業基盤整備事業」や、余市川土地改良区が行う頭首工や農業用水路の改修に対しても4200万円の予算を措置するなどの施策を、総合的かつ重点的に講じているところでもあります。さらには、平成31年1月から新たに導入される「収入保険制度」は、果樹やミニトマトを含む農産物、全ての品目を対象に自然災害だけでなく価格低下なども含めた収入減少を補填するもので、本町の農業経営の安定に資する制度として期待しているところでもあります。議員の仰せのとおり「施設園芸促進ハウス新設更新事業」は、本年度が最終年度となっていることから、2年間の事業の成果を十分に検証し、施設園芸の促進や担い手への支援のあり方について調査・研究してまいります。また、平成27年度に策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の地域産業の競争力強化プロジェクトの一環として盛り込んでいる果樹ハウスに対する助成につきましても、同じく総合戦略で位置付けているシャインマスカットの振興を目的に実施した「生食用ぶどう産地確立支援事業」との一体性を図るなど、地域産業の競争力強化につながる支援となるよう検討してまいります。併せて、桜桃の雨よけハウスやブドウ用ハウスなど、多くの施設の老朽化が進んでいる中、老朽更新には巨額の費用を要することから、新おたる農業協同組合を通じて支援の要請を受けており、国や北海道の支援制度の活用を念頭に、支援のあり方を検討してまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）台風被害の部分では昨日皆さんと一緒に見てきたところなんですけど、本当に風というものは恐ろしいもので、あれほど潰れているとは私も想像していませんでした。その中で、やはりこの仁木町の農業というのは、本当に施設栽培が適している町で、当然今やっている部分での既存のハウス、収益を上げている農家の人たちもいるわけですが、結局は極端に言えば私の考えですが、すべての農産物がリンゴとかは別にしても施設栽培であって良いんではないかというような、そういうふうを考えています。その中でハウス事業の部分では、もうかれこれ8年間連続ハウス事業をやっていたということは本当に感謝しています。そんな中で、選果場（トマトの集出荷施設）を建てていただき、また、そういう部分で今後この町が農業としての経営安定化に対してやっていくべき部分で言えば、トマトが1番生産性は高いです。正直な話。そういう中で、仁木町のハウス全体は、今54％ほどしかありません。ただ、今の集出荷施設を安定的に稼働させていくためには、74％から80％の施設があると安定的な経営になっていくと思います。その中で、今後、仁木町としてですね、平成30年度でハウス事業が終わるわけなんですけど、今後、来年度から31年度からの部分ではどうお考えなのか町長にお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えいたします。

そもそも町がハウス施設の助成事業を支援してきた理由といたしまして、生産者に安定した農業経営をしてもらうことによって、また、農協も経営の充実が図れて収益につながるものとして、これまで積極的

に支援してきたものというふうに私は認識しております。この事業をこれからも永遠に継続するということにもなかなかありませんし、今後はですね、農協が主体的に生産者に対し支援をしていただかなければならないというふうに思っております。そもそも私は就任当初、強い農業をつくるということで、農業に特化した支援策を実施してまいりました。その強い農業の意味というのはですね、やはり単なるより良い物を作るということだけではなくてですね、もし万が一想定しない災害や又はそういった社会情勢の中で厳しい状況に追い込まれたときにでも、歯を食いしばって自立できる生産者というのが、やはり強い農業の本来あるべき姿であるというふうに思っている次第でございます。ただ、すべて農協で支援できる体制が整っているかと言われれば、なかなかそれは難しいものがございますので、これまで私が就任してから5年間、それ以前からもハウスに対しての助成というのはしてまいりましたけれども、私が就任して5年のうちでもう1億円以上支援しております。1億円以上支援して、生産者もミニトマトの部分で徐々に安定した収益につながってきて、農協も以前よりは良い方向に体制が築かれているのかというふうに思っているところでございますので、今後、やはり農協が主体的にそういった生産者に対する支援を積極的にしていかなければ、いつまで経っても自立できないそういった体制になるというふうに私は思っておりますので、今後はですね、そういった町からの支援ということだけではなくて、農協が率先して生産者を守り支援していくという構造を、町としても応援してまいりたいなというふうに思っている次第でございます。以上です。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）町長の言っていることはわかるんですよ。実際に私も農業経営者ですから、どんなときでも暮らしていけるんだというものを確立していかなければ乗り切って行かれないという部分がありまして、ハウス事業ですから、当然、毎年2000万円という部分をやっていただいた部分では本当に感謝している次第です。ただ、これからの基本的な部分では自然災害がどんどん増えていく中で、なぜハウス事業が大切なのかという部分で、ここではやはりミニトマト、サクランボ、それとハウスで言えばハウスブドウとそういう部分で収益を上げていくわけなんですけど、当然そのハウスというものが、自然災害、今回は台風でハウスが曲がったりもしましたが、それを考慮したとしても、施設栽培でなければ、収益が上がっていかない時代になっていっているというのが自分の考え方というか、そういう部分なんですよ。結局仁木町のミニトマト、サクランボ、そしてブドウという分野で言えば、本当に夏の産地としては、全国1位のレベルというふうに言われるぐらいの産地であります。そういった中で、当然、今年度こういう状態の中でも収益の部分では意外と良い方向に向かっています。それも集出荷場が今年7月から稼働して農家の人たちも本当に良いものを作って、収穫した物を集出荷場に運んでくだけで良いという部分では、本当にそういった中で仕事の効率も上がり収益を上げているという部分でございます。しかしながら、高齢化の部分もありますが、1農家が金額的には当然収益を上げていって、2000万円、2500万円ぐらいの部分、これを作っていれば収益を上げられるんだという部分を見せることによって、当然、新規就農者も入ってきますし、人口増にもつながりますし、そういう部分では、これはハウス事業の部分では、今後、一生出してくれとは言っていない。せめてこの5年になるか10年になるのかはわかりませんが、来年度からの部分で、要するに農業経営の収益倍増というふうに町長は当初から言っていましたから、そういう部分で、今は3合目か、4合目まで上ったところなんで、それを5号目を超えるぐらいまでの部分で、ハウス事業という部分で、もう少し何年かの間ハウス事業をやっていただければと私は思っています。その辺どうで

しょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）嶋田議員がおっしゃることも当然わかるんですけども、今回の助成事業はですね、平成30年度をもって一旦区切りをつけるということでこれまでやってまいりました。今後におきましても、嶋田議員がおっしゃるとおり、更にミニトマト栽培を希望する新規就農者に対してや、又は更に拡大をしようという生産者に対しては、町でもまだ支援をしなければいけない部分あるのかというふうに今検討している段階ではあります。ただ、老朽化したから新たに更新するとか、そういった分はですね、やはり生産者の自己努力もやはり見せていかなければならないというふうに私は感じております。先ほど山で例えておっしゃっていましたが、町としては、これまである程度までは、上げることができますけれども、最後の頂上を目指すのはやはり生産者自らがですね、自らの足で一步を踏み出していかなければ、やはり達成感というものを味わえないですし、それによる今後の体制というのはですね、なかなか維持できないものだというふうに私は思っておりますので、やはりその辺の部分は、大いに理解していただきたいというふうに思っている次第でございます。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）前向きな意見をもらいました。その中で事業として、今後のことを来年度からの部分を少しでも考えていただければと思います。

次に、果樹ハウスの部分でちょっと質問したいんですが、今町長が老朽化したから、建替えるというのではなくて、当然新しいもので規模拡大という部分で考えて、やっていくのが私もそれは普通だと思うんですよ。だから規模拡大という部分では果樹のハウスに対しても当然補助金という部分では計画の中に入っているわけですから、やっていってもらいたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）正確な年度はちょっとわからないんですけども、過去に、平成25年前後あたりにですね、サクランボのハウスに対しても町から助成した経緯があるというふうに認識するところでございます。今回の、先ほど1答目の答弁をさせていただきましたけれども、あくまでもシャインマスカットを栽培する生産者に対しては、そういった部分で町としても支援をしていきたいというふうに思っておりますし、これがなぜ、シャインマスカットに特化して行うのかという部分で問われればですね、仁木町のブランド力を上げるためには、まずシャインマスカットは、いま価値が高いわけですから、こういった栽培に力を入れて底上げをするという効果を望んでですね、シャインマスカットに特化して今回、ハウスの支援をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。果樹全般にハウス支援をすると、やはりこれも相当な額となることを見込まれますので、これもですね、今の段階ではなかなか難しいものがあるというふうに判断しているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）果樹に対しては難しいという部分なんですかね。

2019年、来年度の部分での国の予算の中で概要をちょっと調べたんですが、強い農業担い手づくり総合支援交付金というのが275億円予算に載っているんですよ。そういう中で、それは何に使われていくのかという部分があって、農業機械の支援と施設の支援という部分で2分の1、5割支援という部分であるそうです。そういう部分を町として調べて、それが使えるものであれば、そういうのを使っていくという部分

で考えていただけないでしょうか。

○議長（横関一雄）鹿内産業課長。

○産業課長（鹿内力三）国の平成31年度の予算の中に、強い農業担い手づくり総合支援交付金、概算要求額では275億円ございます。この事業につきましては、経営体育成支援事業、融資付帯型補助金というものがございまして、平成22年、23年のときにですね、本町でも雨よけハウスの導入にこの事業を使って実施した経過がございます。今回、農協の方から果樹ハウスの補助金の要望もいただいております、それに伴いまして、先月8月の初旬からですね、農協の方とその対応について協議しております、この、国の平成31年度の概算要求が出たということもありますので、この事業が使えるかどうかということだけを只今農協の方で精査しているところでございます。町としましても、この総合交付金は、今までのものと少しリニューアルしております、新しい平成31年度からの交付金の詳細なところは今のところまだ国の方からも出ておりませんので、そういう詳細なものが出次第、農協とも連携しながら、この交付金の活用ができないかということをもっと深めていきたいと思っております。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）今課長の答弁で良く理解できました。

今後はですね、町長が言う農業支援の中で、ハウス事業という部分が長い年月補助してきている部分というのを考慮しつつも、何とかもう何年かはやっていただければと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今この場でなかなかお約束することは難しいですけども、今後において検討してまいりたいというふうに思っている次第でございます。以上です。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）以上で質問を終わります。

○議長（横関一雄）以上で一般質問を終わります。

日程第14 議案第1号

平成29年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第15 議案第2号

平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 議案第3号

平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 議案第4号

平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）日程第14、議案第1号『平成29年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』ないし、日程第17、議案第4号『平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』、以上4件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、一括提案されました議案4件につきまして、提案説明をさせていただきます。

最初に議案第1号でございます。平成29年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成30年9月26日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。議案第2号でございます。平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成30年9月26日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。議案第3号でございます。平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成30年9月26日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。最後に、議案第4号、平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成30年9月26日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。以上、議案第1号から議案第4号まで一括提案説明とさせていただきます。

○議長（横関一雄）一括議題4件の説明が終わりました。

お諮りします。本決算認定については、住吉議会運営委員会委員長報告のとおり、議長並びに議員選出監査委員を除く7名の委員で構成する、平成29年度各会計決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することにしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、議長並びに議員選出監査委員を除く委員7名で構成する、平成29年度各会計決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することに決定しました。

それでは、平成29年度各会計決算特別委員会により、正副委員長を互選願います。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時45分

再 開 午後 4時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩中に正副委員長の互選が行われ、その結果報告がまいりましたので報告します。

平成29年度各会計決算特別委員会委員長に佐藤議員、副委員長に上村議員が互選されました。閉会中の審査、よろしく願います。

資料要求の件について、お諮りします。本決算特別委員会において、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続きをもって町長に資料要求したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、委員から審査に必要な関係資料要求があったときは、所定の手続きをもって町長に資料要求することに決定しました。

日程第18 議案第5号

平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）

○議長（横関一雄）日程第18、議案第5号『平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第5号でございます。

平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）。平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1678万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2507万5000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正による。平成30年9月26日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）議案第5号、平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。歳入歳出予算補正、歳入でございます。9款、地方特例交付金から21款、町債まで、それぞれ補正いたしまして、歳入総額に補正額の合計1678万7000円を追加し、補正後の合計を35億2507万5000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費から10款、教育費まで、それぞれ補正いたしまして、歳出総額に補正額の合計1678万7000円を追加し、補正後の合計を35億2507万5000円とするものでございます。

3ページをお開き願います。第2表 地方債補正、1. 変更でございます。臨時財政対策債につきまして、本年度の発行可能額が決定されましたので、補正後の限度額を7955万1000円に変更するものでございます。

5ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

6ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金が541万3000円の増、一般財源が1137万4000円の増となっております。

次に、7ページをお開き願います。歳入でございます。9款、1項、1目、地方特例交付金につきましては、16万8000円の追加でございます。本年度の交付金が106万8000円に決定されたことにより追加するも

のでございます。

次に、8ページをお開き願います。10款、1項、1目、地方交付税につきましては1741万8000円の追加でございます。本年度の普通交付税が16億741万8000円に決定されたことにより追加するものでございます。

次に、9ページをお開き願います。14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金につきましては、151万2000円の追加でございます。平成30年度社会保障・税番号制度システム整備事業費補助金の増に伴う追加でございます。2目、民生費国庫補助金につきましては、15万1000円の追加でございます。平成30年度障害者自立支援給付支払等システム事業補助金の増に伴う追加でございます。

次に、10ページをお開き願います。15款、道支出金、2項、道補助金、4目、農林水産業費補助金につきましては、375万円の追加でございます。平成30年度北海道農業次世代人材投資事業補助金の増に伴う追加でございます。

次に、11ページをお開き願います。18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため1519万5000円の減額でございます。

12ページをお開き願います。20款、諸収入、5項、4目、雑入につきましては、北後志消防組合及び北後志衛生施設組合の負担金の過年度精算金843万2000円の追加でございます。

次に、13ページをお開き願います。21款、1項、町債、7目、臨時財政対策債につきましては、55万1000円の追加でございます。先ほどの地方債補正で説明したものでございます。

続きまして、15ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、248万4000円の追加でございます。13節、委託料につきましては、会計年度任用職員制度導入に向け例規の整備を図るため、専門知識のある業者の支援を受けるための経費でございます。19節、負担金補助及び交付金につきましては、女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実に係るシステム対応経費でございます。4目、財産管理費につきましては、72万1000円の追加でございます。これは北町6丁目町有地の用地処理に係る経費でございます。5目、企画費につきましては、600万円の追加でございます。仁木町定住促進住宅補助事業において現時点で検討中の件数を勘案し、増額するものでございます。

次に、16ページをお開き願います。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費、77万9000円の追加でございます。これは然別生活館のストーブ2台分の購入費用でございます。4目、心身障害者特別対策費につきましては、74万5000円の追加でございます。19節、負担金補助及び交付金につきましては、制度改正及び報酬改定に対応するためのシステム改修費でございます。23節、償還金利子及び割引料につきましては、平成29年度障害者自立支援給付費、道費負担金の額の確定による返還金でございます。

2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費につきましては、27万7000円の追加でございます。保育奨励金支給対象者が転入により増加したことによる増でございます。

次に、17ページをお開き願います。4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費につきましては、25万2000円の追加でございます。これは、本年度町民税が非課税世帯となり支給期間が延長となった方が増えたこと等により、母子栄養食品支給対象者が増加となったものでございます。4目、環境衛生費につきましては、57万3000円の追加でございます。平成30年度北後志衛生施設組合一般会計補正に伴う負担金の増額でございます。

次に、18ページをお開き願います。6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費につつまし

ては、375万円の追加でございます。北海道農業次世代人材投資事業における支給対象者の増2件、3名分に伴う増額でございます。7目、農用地再編開発事業費につきましては、39万4000円の追加でございます。13節、委託料につきましては、フルーツパークにきの暖房用温水配管部分の修繕及び乗用草刈り機の修繕費でございます。18節、備品購入費につきましては、フルーツパークにきの業務用掃除機の購入費でございます。

次に、19ページをお開き願います。7款、1項、商工費、2目、商工振興費につきましては、1万6000円の追加でございます。観光管理センターのホームタンクの修繕費でございます。

次に、20ページをお開き願います。10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費につきましては、2万2000円の追加でございます。これは、10月から仁木町不登校等児童・生徒支援会議を設置することから、その会議出席者の報償費を追加するものでございます。3項、中学校費、1目、学校管理費につきましては、73万円の追加でございます。11節、需用費につきましては、銀山中学校の屋根の修繕費で体育館の女子更衣室の雨漏りを防止するための修繕でございます。19節、負担金補助及び交付金につきましては、全道新人陸上競技大会出場分の補助金でございます。仁木中学校の生徒が予選を勝ち進み全道新人陸上競技大会に出場することが決定し、出場に係る補助金の増額分の追加でございます。5項、保健体育費、1目、保健体育総務費につきましては、4000円の追加でございます。これは、仁木陸上スポーツ少年団へのスポーツ大会参加助成額に不足が生じたため増額するものでございます。

次に、21ページをお開き願います。3目、学校給食費につきましては、4万円の追加でございます。これは、平成29年度分の学校給食事務経費の決算に伴う赤井川村への返還金でございます。以上で議案第5号の説明をおわります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

それでは予算書の15ページをお願いします。総務費の1目、一般管理費の委託料の関係でお伺いしますが、会計年度任用職員制度ということで、これにつきましては地方公務員法の改正に伴って臨時職員や嘱託職員等、非常勤職員の任用、あるいは勤務条件が大幅に改正するというので、制度の中身がかなり複雑になるということで、施行日の平成32年4月1日まで各自治体で十分な準備期間が必要ということで聞いてございます。そこで、この制度の概要と今回補正の導入支援業務委託料、この内容について説明をお願いします。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）ご質問のございました会計年度任用職員制度につきましては、厳しい財政状況が続く中、教育ですとか子育てなど地方の行政需要が多様化してまいりまして、臨時職員や非常勤職員が全国的に増加しているということが導入の背景となっております。このような中、非常勤職員につきましては、法律上、任用根拠や採用方法など明確に定められていない部分もあったため、今回、地方公務員法、地方自治法において任用根拠などを厳格化して明確に定めることによりまして、任用、つまり採用のですね、適正化を図ることとなり、これまでの嘱託職員、非常勤職員という名称も会計年度任用職員というふうになりまして、全国すべての地方自治体において、会計年度任用職員制度が導入されてですね、服務規定など整理することですとか、条例や規則も整備していただきたいということの法改正でございます。

もう1点が、今回の補正の導入支援業務の内容でございますけれども、現在総務省からの運用通知や事務処理マニュアルにつきましては制度概要に関するものが多く、専門的又は実務的な情報がまだまだ少ないためですね、今後具体的な制度の検討及び平成32年の4月に導入するために専門的なノウハウが必要となってきますので、新制度の移行に向けて、これまでの課題を整理した中でですね、新制度に関する理解を深めてスムーズに移行したいということで、今定例会に専門的な知識を持つ研究員が所属する業者にですね、委託を行いたく、今回、会計年度任用職員制度の導入支援業務に関する補正予算を計上させていただいたものであります。細部の導入支援の内容といたしまして3点ございまして、1点目につきましては、臨時非常勤職員の現状の把握、そして運用方針決定のための調査としましてですね、現状の臨時非常勤職員についての業務内容ですとか、現状の運用の仕方等の確認を行ってですね、各課からのヒアリングなどを通して法律・法施行後の最終的な町の考え方ですとか運用方針をですね、決定するための準備業務ということにしております。2点目は、専門の研究員の方による事前研修で人事と給与担当職員、そして例規担当職員向けの研修と、会計年度任用職員が配置される部署における職員の研修を行う予定でございます。3点目といたしましては条例ですとか規則の例規整備を行う必要があるわけですがけれども、今回の決定する運用方針に基づいてですね、現在の条例・規則に対してどのような影響があるのかということですね、また、条例の整備が必要と思われる箇所を示した条例・規則の影響を調査していただいて、その資料の作成を行ってもらうというのが大きく3点の業務委託の内容ということになっております。以上です。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

私も多少調べましたので、今、課長が説明したのは十分理解はできました。それで、この制度の導入に伴って、今後どのような影響が、今、とりあえず考えられるのでしょうか。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）この会計年度の任用職員制度の実施前におきましては、臨時職員・嘱託職員などの任用ですね、つまり採用の要件がきちり規定されて厳格化されるということになりますので、すべての嘱託職員ですとか各種委員について、任用根拠などの運用状況をすべて確認をして精査する必要が生じてくるということでございまして、また、制度の導入後、導入に当たってはですね、賃金の給与の水準の考え方の整理ですとかサービス規定などの条例・規則、そこの整備が必要となってきますので、また、期末手当の支給も可能となるということからですね、財源の問題は制度実施までの間に検討事項としては生じてくるものというふうに考えております。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

良く理解したところでございます。

次に、予算書18ページの農林水産業費の3目、農業振興費のうちの負担金補助及び交付金の関係で、ここに農業次世代人材投資資金ということで、今回、375万円ほど計上されてございますけれども、これは行政報告でもありましたように、昨年設立した仁木町新規就農受入協議会の活動内容につきましては、先ほどいろいろ行政報告の中でご説明を受けておりますけれども、本町の新規就農者、この数は管内でもトップクラスであるということで、今回、この農業次世代人材投資資金として375万円。この内容と今年度の新

規就農者数、予定数も含めて説明願います。

○議長（横関一雄）鹿内産業課長。

○産業課長（鹿内力三）18ページの北海道農業次世代人材投資事業、農業次世代人材投資資金についてお答えいたします。

まず制度の概要についてご説明いたします。この資金は、新たに農業を営む方に国の資金を交付する事業で、平成29年から実施しているものでございます。国の実施要項、道の実施要領に基づき、本町においても交付要領を定め資金を交付しております。交付金額は年間150万円が上限で、交付期間は最長5年となります。金額は所得に応じて減額がされます。また、夫婦で農業経営を開始する場合で、経営資産を夫婦でともに所有していること、家族経営協定に共同経営者であることが規定されるなど要件を満たす場合の交付金額は1.5倍の225万円が上限となります。具体的な交付対象者の要件は、独立自営就農時の年齢が原則45歳未満、農業経営者となることに強い意欲を有していること、農地の所有権又は利用権を有していること、主要な農業機械施設を所有又は借りていること、生産物や生産資材等を自身名義で出荷・取引することなどがあります。なお、この制度は営農資金を交付するもので、交付終了後は交付期間と同期間営農を継続することを要件としており、継続できない場合、返還となる資金でございます。

近年の新規就農者の状況でございますが、この資金を借りて新規就農をされる方は、本年度の予算では全部で15名を見込んでおります。平成30年度は、当初5名を見込んでいたのですか、今回の補正で2件3名分を追加しておりますので、新規就農者は、今年度8名を見込んでいるところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

本当にかかなりの数の方が新規就農で、仁木町に来られるということでございますので、これにつきましては、本当に高く評価するところでございます。

それで、この新規就農者の対応について伺いますが、町のホームページでは就農前に500万円程度の自己資金が必要となる旨が掲載されているわけでございますけれども、新規就農者の中には、希望される方の中には資金面で様々なケースがあると思います。町が資金面でどのような対応、指導をされているのか、説明をお願いいたします。

○議長（横関一雄）鹿内産業課長。

○産業課長（鹿内力三）只今、議員が仰せのとおり、町のホームページに新規就農する場合の資金について載せております。

それで、新規就農する場合には、農地や農機具などの生産基盤、住宅などの生活基盤が必要となり、あらかじめ資金を準備していただくことが、営農をスタートされる上で借入金を多くしないために必要なこととございます。

本町でミニトマトの栽培を目指すのであれば500万円程度の資金が必要ということで、就農相談の際にはお伝えしているところでございますし、ホームページにもそのように掲載しております。ただし資金がそれほど用意できないのですが、町内で就農の意欲が高い方、なおかつ地元のですね、先輩農業者のサポートが十分に得られるような場合に関してはですね、地元の金融機関と連携をとりながら資金の借入についてもご相談をしながら書類の作成援助などをしておりまして、その辺は相談者ごとにきめ細やかな対応をしているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）今の部分で理解するところがございますが、これまで何かトラブルとかはなかったでしょうか。資金面や運用面でのトラブルとか発生したことはなかったのでしょうか。

○議長（横関一雄）鹿内産業課長。

○産業課長（鹿内力三）トラブルということではないのですけれども、やはり全く資金がなかったり、資金があまりないような場合、営農相談を受けるに当たって本当に大丈夫なのかということをごすね、町や農業委員会、また、農業委員さんの皆さんだとかに相談させていただきながら、農協や地元の金融機関とも相談させていただきながら、その辺は慎重にやっております。それで、慎重にやるためにごすね、普通の資金を持っている方よりも時間がかかたりしますので、そういう意味ではちょっとやきもきするような方もいらっしゃるかもしれませんが、その辺は、大きな借入をするわけでございますので、町としても関係団体としても慎重に対応をしているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）他にございませんか。6番・林議員。

○6番（林 正一）6番・林。

17ページの北後志衛生組合の負担金ですけれども、これはどのような経費なんですか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）負担金57万3000円につきましては、北後志衛生施設組合の嘱託職員1名の増の部分です。

衛生施設組合につきましては、平成29年度は8名体制で行っていたわけなんですけれども、衛生センターの再任用職員が3月で1名退職して7名になっておりました。昨年8名体制のところ、今年は7名で行っていたんですけれども、やはり1名不足ということで、途中で1名嘱託職員の増となったものであります。

○議長（横関一雄）6番・林議員。

○6番（林 正一）6番・林。

それは5町村、同じ分配になっているんですか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）町村によって負担額は変わっております。余市町で96万2000円、仁木町が57万3000円、赤井川村が17万6000円、古平町が23万9000円、積丹町が28万3000円で合計223万3000円ということでございます。

○議長（横関一雄）他にございませんか。7番・水田議員。

○7番（水田 正）7番・水田です。

15ページですけれども、先ほどの佐藤議員の関連でございますけれども、今回の職員管理一般事務経費についてですけれども、これは臨時職員とかという関係でかなり良いような形になるんだろうと思いますけれども、だいたい予算的にどのぐらいの金額が想定されるんですか、その辺はまだわかりませんか。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）大体どれぐらいに予算等がなるのかということだと思っておりますけれども、その点については、まだ給与の水準ですとかが決まっていない状況でございますので、今ある賃金の体系等を、もう一度見直すということになろうかと思っておりますので、今の段階で、予算額等の目安というところも決ま

っていない状況でございます。

○議長（横関一雄）7番、水田議員。

○7番（水田 正）それでは、20ページでございますけれども、教育関係のことでですね、不登校に関するこの委員会と言いますか、こういうものを設置されるということで2万2000円を報償費ということで見ておられますけれども、この会議等については開かれているのか、どういう経緯の中でこういう組織が必要になったのか。その辺のことについてご説明願いたいと思います。

○議長（横関一雄）岩井教育次長。

○教育次長（岩井秋男）今の質問でございますけれども、小・中学校に通学する生徒のうち、不登校等により個別に支援するという事案が最近増えてございます。それで、今現在は、町の保健師、また学校力向上支援員等を中心として、適宜対応・支援を行っているところでございますけれども、早期学校への復帰や、学力の維持という部分ではですね、今の体制では不十分なのかなと思っています。あと、他にはですね、各学校の先生方との連携、主任児童委員との連携等を図る必要があると考えますので、この会議を設置して、その中で具体的に支援を行っていききたいというものでございまして、それに対して報償がかかってくる委員さんもいるものですから、今回2万2000円の補正を組ませていただいております。以上です。

○議長（横関一雄）7番・水田議員。

○7番（水田 正）実際、本町においては不登校という現状はあるんですか。

○議長（横関一雄）岩井教育次長。

○教育次長（岩井秋男）不登校の児童・生徒はおります。

○議長（横関一雄）7番・水田議員。

○7番（水田 正）不登校と一口に言っても、いろいろな要因があると思うんですよ。その根拠というか、不登校になった要因というのはどういうことなのか、その辺のことについては教育委員会としては押さえておられるかどうか。その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）岩井教育次長。

○教育次長（岩井秋男）個別の案件には、個人情報に関係等がございますので詳しくは申せませんが、要因としてはいろいろあると思います。例えば、病気で学校に行けないという状況も発生してございますので、そういうことも勘案して今回この組織を作って総合的な支援を行いたいというものでございます。

○議長（横関一雄）7番・水田議員。

○7番（水田 正）一般的に不登校というのは、いじめとか、そういうことが結構引き金で、その関連で不登校になるというケースも多々あるようでございますけれども、本町管内ではそういういじめ的なことはないんですか。

○議長（横関一雄）岩井教育次長。

○教育次長（岩井秋男）いじめと一言で申し上げるのはちょっと難しいのかなと思います。今、学校の方で道教委とかの調査の中では、以前は、「いじめ」という言い方をしていましたけれども、今はいじめという言い方を使わないで、「嫌な思いをしたことがあるか」というようなアンケート調査になってございまして、そういうような区分でいけばですね、かなり数的には増えているんです。それというのは、いじめは、いじめと本人も周りの方もそういうような受け取られ方はしていなくても、嫌なことをした、され

たとかということではですね、かなり指標の幅が広がりましたので、なかなか一言でいじめがあるかどうかという判断はつきにくいかなと思います。ただ、今学校の方とも校長会・教頭会を通じてですね、学校の状況を確認しておりますけれども、そういう中で我々がいじめというふうに判断できるものはないというふうに考えてございます。

○議長（横関一雄）7番・水田議員。

○7番（水田 正）いろいろな言葉の使い方で、変わってきたということなので、それは結構なことではないかと思うんですけども、やはりいろいろ統計を取りますと、全国的には、いじめというのは陰湿化してきて、当然自殺する子どもも出ておられるということだと思っておりますよ。そういうことがやはり不登校につながったり、あるいは学校でも親でもなかなかわかり得ない中で、子どもたちが悩んでおられるというのも現状だと思うんです。そして全体的にいろいろな状況を聞きますと、「当校では全くいじめらしきものはない」という学校ほど恐ろしいというふうなことをいう先生方もおられるので、その辺は十分にも委員会としては把握をしながら、細心の努力をしてもらいたいと思います。特に、仁木町の生徒たち、非常に子どもは国の宝ですし、年々、児童・生徒も少なくなっているということも私は深刻な状況だと思うんですよ。それだけに気配り、目配りを教育委員会としてはしっかりやってもらいたいとこのように思いますけれども、それについていろいろ委員会としてもこういう組織を立ち上げて、その中でいろいろご検討をされるということでございますので、それについての教育委員会の考え方というのは基本的にはどういうことがあるのか、どういうことを目的として、こういうものを作られていったのか。その辺、わかりましたら考え方を教えてもらいたいと思います。

○議長（横関一雄）岩井教育次長。

○教育次長（岩井秋男）まず、この組織につきましては、不登校の子どもがいた場合に、早期の学校への復帰というのが第1目標でありますので、まず、それをするための支援組織ということで考えてございます。あと、どうしても学校に行けない期間に学力の低下というのが出てくるということも勘案しまして、行きやすい環境づくりと、あと学力支援という部分でですね、今回この組織を立ち上げているものでございますので、いじめの部分とは、ちょっとこの部分リンクする部分は多少あるかなと思いますけれども、教育委員会としても今後も、校長会・教頭会との連携、あと学校訪問などを行いながら、学校の情報は小さなことでも情報としていただくということで考えてございますので、今後もそのような形で対応していきたいと考えております。

○議長（横関一雄）7番・水田議員

○7番（水田 正）非常に良い組織だと思いますけれども、これが十分活用されるように、そして子どもたちに良い形で反映されるように努力してもらいたいと、このように思います。よろしくお願ひしたいと
思います。

○議長（横関一雄）角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）子どもは国の宝だと常々言うておりますけれども、悲しいことにいじめを発見できないで自殺に追い込んだというのが、やはりこう社会的問題等になっています。今回、この制度を作ろうというのはですね、お子さん、また、その保護者が、自分の子どもが学校に行けない状態で、誰に相談したらいいのか、相談する窓口がない。これは教育委員会だけではなくて行政をあげて、先ほども言ったように、子どもは町の宝でもございますので、その辺の受け皿をしっかりと組織立てしようということで、ち

よっと遅れたんですけれども、今年の10月1日から、それまでにも動いてはきておりますけれども、きちんとした形づくりができてなかった。学校そして町長部局の方も、教育委員会もそして、民生・児童委員さんの力も借りながらですね、子どもたちの健全育成のために、この要綱をですね、あまりこうケースが出ないことを望みますけれども、何かあったときには相談できる窓口を教育委員会としても、また、行政としても作っていきたいという気持ちでおりますので、今後ともまたよろしくどうぞお願いしたいなというふうに思っております。

○議長（横関一雄）他に、ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

○議長（横関一雄）お諮りします。本日の会議時間は審議の都合によって、あらかじめ一時間延長し、午後6時までとしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日の会議時間は一時間延長し、午後6時までとすることに決定しました。

日程第19 議案第6号

仁木町表彰条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第19、議案第6号『仁木町表彰条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第6号でございます。

仁木町表彰条例の一部を改正する条例制定について。仁木町表彰条例（平成6年仁木町条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成30年9月26日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見総務課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）議案第6号、仁木町表彰条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明い

たします。この度の条例改正につきましては、平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律の改正施行に伴い、選挙及び町長の選任制でありました農業委員の選出について、推薦及び公募による町長の任命制に変更されたことに伴う表彰条例の一部改正となっております。本町におきましては、改正法の施行により、平成29年7月から新しい方法で選出された農業委員が町長から任命されているところであります。条例の表彰基準では、選挙及び町長の選任で選ばれる農業委員について、法改正によりまして議会の同意を経て任命される委員に変更となりましたことから、他分野の同意による委員の表彰基準年数に合わせることをし、その他文言を整理する必要性が生じたことから表彰基準について所要の改正を行うものであります。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。議案第6号、仁木町表彰条例の一部を改正する条例の新旧対照表1ページをお開き願います。右側の欄が現行の条例でありまして、左側欄が改正後となっております。アンダーラインを付してある箇所が改正箇所でございます。別表第1．表彰基準の町功労賞の欄、第3号、農業委員に関する規定を削除し、第4号、議会の選任又は同意を経て任命される委員に含めるものとしまして、ただし書きとして、改正前の規定で農業委員の職にあったものについては、以前の規定を適用する旨を追加するものでございます。旧条例の第4号から第8号までは、第3号を削除したことにより、号が繰り上げとなりまして、それぞれ第3号から第7号に改めるものであります。

続きまして、新旧対照表2ページをお開き願います。こちらは文言の整理でありまして、自治功績賞、多年地方自治の振興に尽力したものの欄、第3号中、「助役」、「収入役」を削りまして、「副町長及び教育長」とするものでございます。次に、産業功績賞、多年産業経済の振興に尽力し貢献したものの欄、第1号「公選による公職者」を、「議会の同意を経て選任されたもの（16年）。ただし、選挙及び町長の選任による農業委員会委員の職にあったものについては、12年以上在職したもの」に改めるものでございます。附則につきましては、施行期日の定めでありまして、公布の日から施行するというものでございます。説明について、以上で終わらせていただきます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『仁木町表彰条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『仁木町表彰条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

仁木町教育委員会教育長の任命について

○議長（横関一雄）日程第20、同意第3号『仁木町教育委員会教育長の任命について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、同意第3号でございます。

仁木町教育委員会教育長の任命について、仁木町教育委員会教育長 角谷義幸は、平成30年9月30日にその任期を満了するので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、次の者を仁木町教育委員会教育長に任命したいので、議会の同意を求める。平成30年9月26日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町北町1丁目70番地1、岩井秋男、昭和38年11月28日生まれでございます。

それでは、岩井秋男氏の経歴等について私の方から申し上げます。岩井秋男氏は昭和38年11月28日生まれ、満54歳でございます。住所は余市郡仁木町北町1丁目70番地1でありまして、昭和57年3月に北海道余市高等学校を卒業され、昭和57年8月に仁木町役場に奉職され、建設課勤務で地方公務員のスタートを切っております。その後、建設課土木係技師として約16年間町の道路整備や各種工事における設計、管理などの業務に精励されました。平成10年4月からは、北海道建設部まちづくり推進室まちづくり企画課へ1年間派遣され、仁木町だけでなく様々な町村職員との交流の中で幅広い視野での業務遂行や知識の習得に努め、その任に当たってまいりました。平成11年4月1日からは、企画財政課企画調整係主任。平成13年4月には企画課企画調整係長に昇進。平成18年7月10日からは、議会事務局職員並びに監査委員書記として出向、議会事務局では主幹として、平成21年6月1日からは、議会事務局長として強い責任感を持ってその職責を果たした後、平成24年4月1日からは、総務課長。平成26年4月からは、財政課長を命ぜられ、今年4月1日に教育次長として異動するまでの6年間、役場全体の総合的な調整機能や財政運営の健全化に努めるなど重責を担ってきました。児童から高齢者まで幼児教育から始まる一貫した義務教育、生涯教育は豊かな人間性を培う教育行政の大切な使命であることは、これまでも、これからも変わるものではありません。本町の教育行政課題は山積しておりますが、子どもたちのさらなる学力向上を目指す取組や少子化による教育環境問題、いじめ問題対策など当面する問題解決のためにも、岩井秋男氏は、さらなる本町の教育行政の推進には必要不可欠な人材で、これまでも柔軟な発想力と強いリーダーシップを発揮してきた岩井氏には、教育委員をはじめ、校長会や教頭会との連携、更には学校教職員、PTA関係者とも厚い信頼関係を築き、初期の教育目標に沿って着実に成果を上げていただくよう切望するものであり、本町の教育目標である「未来につなぐ豊かさを育む確かな教育の創造、潤いと安らぎを生む心の豊かさと文化の創造」の実現のため、ともに邁進してまいりたいと考えております。なお、任期につきましては、平成30年10月1日から平成33年9月30日までの3年間でございます。議員各位の格別のご高配を賜りまして、ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時53分

再 開 午後 4時56分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

これから、同意第3号『仁木町教育委員会教育長の任命について』の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第3号『仁木町教育委員会教育長の任命について』を採決します。

この採決は起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第3号『仁木町教育委員会教育長の任命について』は、同意することに決定しました。暫時休憩します。

休 憩 午後 4時57分

再 開 午後 5時02分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第21 同意第4号

仁木町教育委員会委員の任命について

○議長（横関一雄）日程第21、同意第4号『仁木町教育委員会委員の任命について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）同意第4号、仁木町教育委員会委員の任命について、でございます。仁木町教育委員会委員 端 涼子は、平成30年9月30日にその任期を満了するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、下記の者を仁木町教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めます。平成30年9月26日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町東町3丁目29番地5、関 みゆき、昭和49年3月16日生まれでございます。只今議案を朗読させていただきましたとおり、仁木町教育委員会委員を勤められております、端 涼子氏が平成30年9月30日をもって任期満了となることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、新たに、関 みゆき氏を任命いたしたく、議会の同意を求めます。

それでは、関 みゆき氏の経歴をご紹介します。関 みゆき氏は昭和49年3月16日生まれで、満44歳でございます。住所は余市郡仁木町東町3丁目29番地5、平成4年3月に北海道小樽商業高等学校を卒業されております。卒業後は、第一アサヒ薬局に勤務された後、平成5年4月から平成17年3月まで仁木町社会福祉協議会に勤務されております。退職後は、御実家の農業に従事されるとともに、小樽市社会福祉協議会日常生活自立支援事業、自立支援員として職務に精励されております。関 みゆき氏は、PTA活動にも積極的に参画され、2人のお子様が所属するスポーツ少年団活動に対しても献身的に活動支援を行ってこられました。地域福祉及び教育文化の振興発展にご尽力されており、地域の信望も厚く教育委員

会委員に適任と考えますので、議員各位の格別のご高配を賜りまして、ご同意くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第4号『仁木町教育委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第4号『仁木町教育委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

日程第22 意見案第8号

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第22、意見案第8号『林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。2番・嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の9ページです。意見案第8号『林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書』。上記意見案を別紙のとおり提出する。平成30年9月26日提出。提出者は私、嶋田茂、賛成者は、宮本幹夫議員です。意見書の内容につきましては、10ページに記載のとおりです。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

嶋田議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第8号『林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第8号『林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実強化を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第23 意見案第9号

児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第23、意見案第9号『児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。3番・住吉議員。

○3番（住吉英子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の11ページです。意見案第9号、児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。平成30年9月26日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、嶋田茂議員です。意見書の内容につきましては、12ページに記載のとおりです。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、総務大臣、国家公安委員長です。ご可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第9号『児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第9号『児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第24 意見案第10号

水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第24、意見案第10号『水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。3番・住吉議員。

○3番（住吉英子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の13ページです。意見案第10号『水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書』。上記意見案を別紙のとおり提出する。平成30年9月26日提出。提出者は、私、住吉英子、賛成者は、野崎明廣議員です。意見書の内容につきましては、14ページに記載のとおりです。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣です。ご可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第10号『水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第10号『水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第25 議員の派遣

○議長（横関一雄）日程第25、議員の派遣の件を議題とします。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、平成30年10月20日から21日までの2日間、札幌市で開催される北海道女性議員協議会総会へ、住吉議員及び上村議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、平成30年10月20日から21日までの2日間、札幌市で開催される北海道女性議員協議会総会へ、住吉議員及び上村議員を派遣することに決定しました。

日程第26 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第26『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

住吉議会運営委員会委員長、住吉議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第27 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第27、委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

嶋田総務経済常任委員会委員長から、所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 5時16分

再 開 午後 5時16分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

平成30年第3回仁木町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位には本定例会に提案いたしました案件につきまして、ご可決を賜り御礼を申し上げます。また議案審議の中で、あるいは一般質問におきまして、議員の皆様から賜りました多くのご意見・ご指摘等を踏まえ、今後の町政運営に誠心誠意取り組んでまいります。特にこの度の案件の中で、教育長の任命についてご同意を賜りましたことに、改めて感謝申し上げる次第でございます。また、角谷教育長におかれましては、昭和49年に仁木町役場に奉職されてから様々な役職を歴任され、平成24年10月から今日に至るまで、教育長として長きにわたり要職を務めていただきました。この間並々ならぬご苦労があったかと存じますが、町民の幸せ、子どもたちの成長や笑顔を糧に、数々の困難を乗り越えていただいたものと拝察いたします。また、平成27年度から新たな教育委員会制度が施行されたことに伴い、新たな制度のもと、本町の教育行政を円滑に進めていただきましたことや、これまで数々のご功績に対しまして心から敬意を表する次第でございます。任期満了後は、町民の1人としてだけでなく、我々の良き指導者、理解者として今後もお指導・ご支援をいただければ幸いです。角谷教育長に対しまして改めて感謝申し上げますとともに、この度選任していただきました岩井新教育長に対しましても、これまで同様、皆さま方からのご指導・ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。角谷教育長、大変お疲れ様でした。

さて、冒頭の挨拶や一般質問の中でも触れましたが、今月に入り立て続けに発生しました、この度の台風・地震を経て多くのことを考えさせられました。我々は平成23年に発生した東日本大震災により、これまでの経験や創造をはるかに超えた災害を目の当たりにしたこともあり、それ以降、行政としてもこれまで以上に災害に対し意識を高め、防災行政の整備に取り組んできたところであります。ただ今回のように、実際に身近な場所で震災を体験したことにより、現在町で整備している防災体制だけでは、不十分な部分

も浮き彫りになりましたし改善していかなければならない点も多くございました。したがって、このたびの震災を契機に、本町の防災体制の見直しを含め、防災体制の充実・強化に努めてまいり所存でございます。

結びにあたり、今年も残すところあと3か月ほどでございますが、次第に寒い季節が訪れてまいりますので、くれぐれもご自愛くださいますよう心からお願い申し上げます、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）町長の挨拶が終わりました。

第3回定例会を閉会するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。町長の挨拶にもございましたが、本日の定例会を最後に勇退されます角谷教育長。本当に、本当に長い公務員生活、大変お疲れ様でございました。角谷教育長におかれましては、昭和49年に仁木町役場に奉職され、平成12年から18年までの間、議会事務局職員として、我々の活動を陰で支えていただき心より感謝しているところであります。また、課長昇進後の平成18年からは、議会に出席いただき、更に平成24年10月からは、教育長として2期6年の間、仁木町教育行政のトップとして陣頭指揮をとっていただきました。その功績は誠に甚大であり、心から敬意を表するものであります。これからは、健康に留意され、今後の仁木町の発展のために、長年にわたる豊富な経験と知識を生かし、ご指導・ご助言を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。議員一同、角谷教育長の前途がこれからの人生において、有意義なそして充実したものになりますようご祈念申し上げます。長い間大変お疲れ様でございました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により閉会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成30年第3回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議、大変長時間ご苦労さまでした。

閉 会 午後 5時22分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成30年第3回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 平成30年9月26日～9月26日（1日間）

（開会～午前9時30分 / 閉会～午後5時22分）

| 議案番号 | 議 件 名 | 議決年月日 | 議決結果 |
|---------|--|----------|-------|
| 報告第1号 | 平成29年度決算に基づく健全化判断比率報告書 | H30.9.26 | 報 告 |
| 報告第2号 | 平成29年度決算に基づく資金不足比率報告書 | H30.9.26 | 報 告 |
| 承認第1号 | 専決処分事項の承認について 平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号） | H30.9.26 | 承認可決 |
| 承認第2号 | 専決処分事項の承認について 平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号） | H30.9.26 | 承認可決 |
| 承認第3号 | 専決処分事項の承認について 平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号） | H30.9.26 | 承認可決 |
| 承認第4号 | 専決処分事項の承認について 平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号） | H30.9.26 | 承認可決 |
| 承認第5号 | 専決処分事項の承認について 平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第6号） | H30.9.26 | 承認可決 |
| 議案第1号 | 平成29年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について | H30.9.26 | 委員会付託 |
| 議案第2号 | 平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について | H30.9.26 | 委員会付託 |
| 議案第3号 | 平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について | H30.9.26 | 委員会付託 |
| 議案第4号 | 平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について | H30.9.26 | 委員会付託 |
| 議案第5号 | 平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号） | H30.9.26 | 原案可決 |
| 議案第6号 | 仁木町表彰条例の一部を改正する条例制定について | H30.9.26 | 原案可決 |
| 同意第3号 | 仁木町教育委員会教育長の任命について | H30.9.26 | 同意可決 |
| 同意第4号 | 仁木町教育委員会委員の任命について | H30.9.26 | 同意可決 |
| 意見案第8号 | 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書 | H30.9.26 | 原案可決 |
| 意見案第9号 | 児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書 | H30.9.26 | 原案可決 |
| 意見案第10号 | 水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書 | H30.9.26 | 原案可決 |